

総務省



表7-4 総務省における政策評価の結果及びこれらへの政策への反映状況（個表）

事前評価

表7-4-① 事業評価方式により事前評価した政策

政策の名称	高速処理・省電力化を実現するネットワークノード構成技術の研究開発
政策評価の結果の概要	本研究開発は、現在対応が必要な課題が解決され、国民が高速で、かつ、地球環境に配慮したネットワークサービスを利用することが可能となるため、国民の利便性向上等の実現が期待される。 よって、本研究開発には、有効性、効率性等があると認められるため、平成22年度予算において「高速処理・省電力化を実現するネットワークノード構成技術の研究開発」として所要の予算要求を検討する。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を受けて、平成22年度概算要求において「高速処理・省電力化を実現するネットワークノード構成技術の研究開発」として所要の経費を計上した。 その結果、緊急経済対策の一貫として、本政策を「グリーンネットワーク基盤技術の研究開発」とした上で10.8億円が平成21年度第2次補正予算に盛り込まれた。

(注)平成21年10月に「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、内容等の見直しが行われ、同年8月31日に公表された評価書等の一部変更が生じたため、同年11月30日に当該評価書等の一部が修正されている。本表は、修正後の状況について記載したものである。

政策の名称	環境負荷低減に資するホームネットワーク技術の研究開発
政策評価の結果の概要	本研究開発を実施することは、サービス提供事業者やメーカーを問わずに、同一ホームネットワーク上でサービスやデジタルコンテンツの共有を実現する環境が整備されるため、国民の利便性向上や新たな市場の創設やそれに伴う民間経済の成長・拡大に貢献するものと期待される。また、これらの技術の活用により、同一ホームネットワークに接続された機器間の通信等を高効率に制御することが可能となるため、環境への負荷低減が期待される。 よって、本研究開発には有効性、効率性等があると認められるため、平成22年度予算において、「環境負荷低減に資するホームネットワーク技術の研究開発」として所要の予算要求を検討する。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を受けて、平成22年度概算要求において「環境負荷低減に資するホームネットワーク技術の研究開発」として所要の経費を計上した。 その結果、本政策は、緊急経済対策の一貫として、「ネットワーク統合制御システム標準化等推進事業」(69.0億円)の一部として平成21年度第2次補正予算に盛り込まれた。

(注)平成21年10月に「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、政策の名称が「次世代ホームネットワーク技術の研究開発」から変更されている。また、当該政策の名称及び内容等の見直しが行われ、同年8月31日に公表された評価書等の一部変更が生じたため、同年11月30日に当該評価書等の一部が修正されている。本表は、修正後の状況について記載したものである。

政策の名称	超高速光エッジノード技術の研究開発
政策評価の結果の概要	本研究開発の実施により、現在対応が必要な課題が解決され、国民が高速、かつ、地球環境に配慮したネットワークサービスを利用することが可能となるため、生活者の利便向上等の実現が期待される。 よって、本研究開発には有効性、効率性等があると認められるため、平成22年度予算において「超高速光エッジノード技術の研究開発」として所要の予算要求を検討する。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を受けて、平成22年度概算要求において「超高速光エッジノード技術の研究開発」として所要の経費を計上した。 その結果、6.3億円が平成22年度予算において盛り込まれた。

(注)平成21年10月に「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、内容等の見直しが行われ、同年8月31日に公表された評価書等の一部変更が生じたため、同年11月30日に当該評価書等の一部が修正されている。本表は、修正後の状況について記載したものである。

政策の名称	光空間通信技術の研究開発
政策評価の結果の概要	本研究開発の実施により、災害現場の撮影に災害監視や地球観測等において高解像度観測システムにおける数10ギガビット級の通信速度によるデータ伝送を実現し、従来よりも詳細な情報による的確な災害対策等に寄与することが可能とな

	<p>るため、国民が安全で安心して暮らせる社会等の実現に貢献できるものと期待される。</p> <p>よって、本研究開発には有効性、効率性等があると認められるため、平成22年度予算において、「光空間通信技術の研究開発」として所要の予算要求を検討する。</p>
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<p>評価結果を受けて、平成22年度概算要求において「光空間通信技術の研究開発」として所要の経費を計上した。</p> <p>その結果、5.1億円が平成22年度予算に盛り込まれた。</p>

(注)平成21年10月に「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、内容等の見直しが行われ、同年8月31日に公表された評価書等の一部変更が生じたため、同年11月30日に当該評価書等の一部が修正されている。本表は、修正後の状況について記載したものである。

<b>政策の名称</b>	大規模仮想化サーバ環境における情報セキュリティ対策技術の研究開発
<b>政策評価の結果の概要</b>	<p>本研究開発の実施により、現在対応が必要な課題が解決され、国民が安心・安全にインターネットを利用することが可能となると期待できる。また、本研究開発で開発する技術は、国際標準化されることを目指すものであり、我が国の国際競争力の強化にも資する。</p> <p>よって、本研究開発には有効性、効率性等があると認められるため、平成22年度予算において、「大規模仮想化サーバ環境における情報セキュリティ対策技術の研究開発」として所要の予算要求を検討する。</p>
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<p>評価結果を受けて、平成22年度概算要求において「大規模仮想化サーバ環境における情報セキュリティ対策技術の研究開発」として所要の経費を計上した。</p> <p>その結果、5.2億円が平成22年度予算に盛り込まれた。</p>

(注)平成21年10月に「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、内容等の見直しが行われ、同年8月31日に公表された評価書等の一部変更が生じたため、同年11月30日に当該評価書等の一部が修正されている。本表は、修正後の状況について記載したものである。

<b>政策の名称</b>	クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発
<b>政策評価の結果の概要</b>	<p>本研究開発の実施により、現在対応が必要な課題が解決され、国民の誰もが高信頼なクラウドサービスを地球環境に配慮しながら利用する環境が整備されるため、生活者の利便向上や温室効果ガス排出量削減等の効果が期待される。</p> <p>よって、本研究開発には有効性、効率性等があると認められるため、平成22年度予算において、「クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発」として所要の予算要求を検討する。</p>
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<p>評価結果を受けて、平成22年度概算要求において「クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発」について所要の経費を計上した。</p> <p>その結果、9.8億円が平成22年度予算に盛り込まれた。</p>

(注)平成21年10月に「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、政策の名称が「クラウド時代の高信頼・省電力ネットワーク技術の研究開発」から変更されている。また、当該政策の名称及び内容等の見直しが行われ、同年8月31日に公表された評価書等の一部変更が生じたため、同年11月30日に当該評価書等の一部が修正されている。本表は、修正後の状況について記載したものである。

<b>政策の名称</b>	高速・高品質な無線通信実現のためのICチップレベルの低ノイズ化技術の研究開発
<b>政策評価の結果の概要</b>	<p>本研究開発の実施により、現在対応が必要なICチップレベルのノイズ対策が進展することとなり、無線通信の品質向上及び低電力・低出力化が実現し、無線利用システムにおける高度かつ効率的な通信が可能となるため、周波数の有効利用の実現が期待される。</p> <p>よって、本研究開発には有効性、効率性等があると認められるため、平成22年度予算において、「高速・高品質な無線通信実現のためのICチップレベルの低ノイズ化技術の研究開発」として所要の予算要求を検討する。</p>
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<p>評価結果を受けて、平成22年度概算要求において「高速・高品質な無線通信実現のためのICチップレベルの低ノイズ化技術の研究開発」として所要の経費を計上した。</p> <p>その結果、約2.0億円が平成22年度予算に盛り込まれた。</p>

政策の名称	次世代移動通信システムにおけるスマート基地局に関する研究開発
政策評価の結果の概要	本研究開発において、基地局のエリア最適化及びアンテナ技術の高度化といった課題が解決され、従来の2倍以上の周波数利用効率の向上等が実現する。これにより、周波数の有効利用が促進され、次世代移動通信システムの円滑な導入が実現すると期待される。 よって、本研究開発には有効性、効率性等があると認められるため、平成22年度予算において、「次世代移動通信システムにおけるスマート基地局に関する研究開発」として所要の予算要求を検討する。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を受けて、平成22年度概算要求において「次世代移動通信システムにおけるスマート基地局に関する研究開発」として所要の経費を計上した。 その結果、約4.2億円が平成22年度予算に盛り込まれた。

政策の名称	超高速近距離無線伝送技術等の研究開発
政策評価の結果の概要	本研究開発により、情報家電機器等の利用者の利便性が向上し、かつ、ワイヤレスシステムの使用周波数帯を逼迫（ひっばく）しているマイクロ波帯からミリ波帯に移行することによって周波数の有効利用の促進等が実現すると期待される。 よって、本研究開発には有効性、効率性等があると認められるため、平成22年度予算において、「超高速近距離無線伝送技術等の研究開発」として所要の予算要求を検討する。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を受けて、平成22年度概算要求において「超高速近距離無線伝送技術等の研究開発」として所要の経費を計上した。 その結果、約8.5億円が平成22年度予算に盛り込まれた。

政策の名称	近距離無線伝送システムの高度利用に向けた周波数共用技術の調査検討
政策評価の結果の概要	本事業の実施により、利用者の要望が高い「電源供給を含めた完全コードレス化」を可能とする近距離無線伝送システムの高度利用に係る適切な技術基準が策定され、本システムの実用化が実現するため、利用者利便の向上及び新たなICT産業の創出に資すると期待される。 よって、本事業には有効性、効率性等があると認められるため、平成22年度予算において、「近距離無線伝送システムの高度利用に向けた周波数共用技術の調査検討」として所要の予算要求を検討する。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を受けて、平成22年度概算要求において「近距離無線伝送システムの高度利用に向けた周波数共用技術の調査検討」に係る経費を計上した。 その結果、所要額が平成22年度予算に盛り込まれた。

政策の名称	地域イントラネット基盤施設整備事業（東京都）
政策評価の結果の概要	本事業の実施により、地域住民のニーズを満たすブロードバンド環境が確実に整備されるため、地域住民の利便の向上及び地域活性化の実現に加えて、小笠原諸島における本土との情報格差の是正においても大きく貢献するものと期待される。 よって、本事業には有効性、効率性等があると認められるため、平成21年度において67億円の交付を検討する。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果等を受けて、平成21年度補正予算要求において「地域イントラネット基盤施設整備事業」に係る経費を計上し、所要額が平成21年度第1次補正予算において盛り込まれたことを受け、東京都に対して66億円の交付を決定した。

政策の名称	700MHz帯等を用いた移動通信技術に関する検討
政策評価の結果の概要	本事業の実施により、700MHz帯等を使った移動通信システムに係る適切な技術基準を策定するために必要となる技術的条件が明らかになる。これにより、周波数の有効利用が図られるとともに、2012年からの同システムの円滑な導入が実現し、安心・安全な社会の実現に寄与すると期待される。 よって、本事業には有効性、効率性等があると認められるため、平成22年度予算において、「700MHz帯等を用いた移動通信技術に関する検討」として拡充して所要の予算要求を検討する。

政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を受けて、平成 22 年度概算要求において「700MHz 帯等を用いた移動通信技術に関する検討」に係る経費を計上した。 その結果、所要額が平成 22 年度予算に盛り込まれた。
------------------	--

政策の名称	地域 I C T 安全・安心利活用推進交付金
政策評価の結果の概要	本事業の実施により、地域の特性に応じた I C T の利活用を総合的に支援し、I C T による地域課題の解決と地域における I C T の利活用の推進に貢献するため、地域住民が安心・安全を実感できる街づくりに資するものと期待される。 よって、本事業には有効性、効率性等があると認められるため、平成 22 年度予算において、「地域 I C T 安全・安心利活用推進交付金」として所要の予算要求を検討する。
政策評価の結果の政策への反映状況	本政策は、利活用の前提となる I C T 基盤の整備についても考慮した結果、所要の予算要求を行わないこととなった。

(注) 本政策は、平成 21 年 10 月に「平成 22 年度予算編成の方針について」(平成 21 年 9 月 29 日閣議決定)等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、平成 19 年 11 月 26 日付け「総務省政策評価基本計画」(総務省訓令第 60 号)に定める事前事業評価の対象政策には該当しないものである。

政策の名称	電子行政ポータル等構築支援
政策評価の結果の概要	本事業の実施による、行政機関間のバックオフィス連携に必要な地域情報プラットフォームに準拠した連携基盤等について開発等を行い、地域における便利で効率的なサービスを提供する環境が整備されるため、地域住民の利便性向上及び行政の効率化の実現に資するものと期待される。 よって、本事業には有効性、効率性等があると認められるため、平成 22 年度予算において、「電子行政ポータル等構築支援」として所要の予算要求を検討する。
政策評価の結果の政策への反映状況	本政策は、国民電子私書箱構想の実現に資するものとして所要の経費要求を行うこととしていたが、その後、国民電子私書箱構想の見直しが検討されることとなったため、「平成 22 年度予算編成の方針について」(平成 21 年 9 月 29 日閣議決定)を踏まえた概算要求を行うに当たり、当該経費の計上を見送った。

(注) 本政策は、平成 21 年 10 月に「平成 22 年度予算編成の方針について」(平成 21 年 9 月 29 日閣議決定)等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、平成 19 年 11 月 26 日付け「総務省政策評価基本計画」(総務省訓令第 60 号)に定める事前事業評価の対象政策には該当しないものである。

表 7-4-② 規制を対象として事前評価した政策

政策の名称	加圧防排煙設備に係る技術上の基準	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 従前の排煙設備に代えて加圧防排煙設備の設置を可能とするため、消防隊の安全性を十分確保しつつ、加圧防排煙設備に係る求められる性能・構造を新たに定める。</p> <p>【内容】 加圧防排煙設備について、技術上の基準を整備するために、省令及び告示を制定する。</p> <p>【必要性】 規制改革推進のための3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)においては「加圧防排煙システムを採用する際に、避難階段附室と非常用エレベーターロビーを兼用できるよう、消防法の性能規定化の中で検討する」とされており、性能規定化が要請されている。</p> <p>また、一定面積ごとに防煙区画を設けることとされている現行の排煙設備の設置基準は、一部の建築物においては、設計上の制約ともなっていたほか、設備等設置維持計画について総務大臣の認定を受け消防法(昭和23年第186号)第17条第3項に規定する特殊消防用設備等として、近年加圧防排煙設備を設置する例が見られており、一定の知見の蓄積がみられているため、性能規定として加圧防排煙設備に係る設置維持に関する技術上の基準を定める必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	消防法施行令第29条の4第1項
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	特になし	—
(行政費用)	特になし	—
(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>【遵守便益】 排煙設備の設置者は、従来の排煙設備においては、一定面積ごとにたれ壁等によって区画された防煙区画を設けることとされていたが、加圧防排煙設備を設ける場合には防煙区画の面積の制限がないため、たれ壁等の設置が不要となることから、自由なレイアウトが可能となる。</p>	—
	<p>【行政便益】 特になし</p>	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の規制改正により、排煙設備の設置者に新たにコスト負担はなく、特段の行政費用の増加も見られない。一方で、設置者にとっては、たれ壁等による防煙区画を設ける必要がなく、自由なレイアウトを行うことができるという点で、メリットがあると考えられること、従来の排煙設備と消火活動支援性能も同等であることより、防火対象物の利用者にとってもデメリットがないことから、本改正の内容は費用と便益の比較という観点で考えた場合、妥当であると考えられる。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	<p>評価結果を受けて、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成21年総務省令第88号)及び加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成21年消防庁告示第16号)が、平成21年9月15日に公布された。</p>	

政策の名称	個室ビデオ店等に係る消防用設備等の基準改正	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 平成20年10月に発生した大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、同様の被害を防止する観点から、個室ビデオ店等に係る消防用設備等の基準を改正する。</p> <p>【内容】 ア 個室ビデオ店等に掲げる防火対象物の個室その他これに類する施設に煙感知器の設置を義務付ける。 イ 個室ビデオ店等のうち、ヘッドホン等を用いたサービスを提供する店舗について、当該サービスの提供中であっても、自動火災報知設備の地区音響装置及び非常警報設備の警報音が聞き取れるように措置することを義務付ける。 ウ 個室ビデオ店等に設置する受信機に再鳴動機能を義務付ける。 エ 個室ビデオ店等に設ける通路誘導灯にあつては、廊下及び通路の床面又はその直近の避難上有効な場所に設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合にあつては、この限りではない。</p> <p>【必要性】 個室ビデオ店等はその構造や利用形態等から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気づきにくく、また、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きいと見られるため、自動火災報知設備の機能を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定した対策を進める必要があると見られる。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	消防法第17条、消防法施行令第21条及び第26条、 消防法施行規則第23条・第24条・第25条の2・第28条の3
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	<p>ア 1店舗あたりの費用</p> <p>【個室ビデオ・インターネットカフェ・テレフォンクラブ】 ○自動火災報知設備の改修 約2,104,000円程度 ○蓄光式誘導標識の新規設置 約66,000～100,000円程度</p> <p>【カラオケボックス】 ○自動火災報知設備の改修 約1,093,000円程度 ○蓄光式誘導標識の新規設置 約66,000～100,000円程度</p> <p>イ 全国ベースでの費用</p> <p>【個室ビデオ・インターネットカフェ・テレフォンクラブ】 ○自動火災報知設備の改修費用 15億4,430万円 ○蓄光式誘導標識の設置費用 4,800万円～7,340万円</p> <p>【カラオケボックス】 ○自動火災報知設備の改修費用 45億2,070万円 ○蓄光式誘導標識の設置費用 2億7,240万～4億1,270万円</p>	—
(行政費用)	特になし	—
(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>【遵守便益】 平成10年度～平成19年度までの個室ビデオ店等における火災事例を分析すると、全国で336件の火災が発生しており、10名の死者及び89名の負傷者並びに少なくとも10億2,754万円以上の物的損害が生じている。今回、煙感知器の設置、ヘッドホン等を利用するサービスに対応した火災警報システムの導入等を義務付けることにより、これらの火災による被害の拡大を防止、特に何ものにも代え難い利用者の生命及び身体への損害を軽減することができる。</p>	—



	<p><b>【行政便益】</b>          個室ビデオ店等において、利用者の避難が速やかに行われることが期待できるため、火災発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減されることとなる。</p>	
<p><b>政策評価の結果          (費用と便益の関          係の分析等)</b></p>	<p>火災実験等の結果を踏まえれば、煙感知器を設置し、火災警報システムにより早期に火災発生を利用者に伝えて避難時間を確保した上で、煙の影響を受けにくい下方に誘導灯・誘導標識等を設置することによって避難を支援することが火災時に利用者の生命及び身体を保護するために不可欠であると考えられる。</p> <p>また、今回の規制改正に伴う防火対象物の関係者の負担は、設備の導入時に限られており恒常的に新たな負担が生ずるものではないことや、過去10年間において断続的に個室ビデオ等における火災が発生し、多数の負傷者・物的損害が発生しており、中には平成20年10月の大阪市個室ビデオ火災のようにきわめて限られた焼損面積で多数の死者を出す例も見られることから、これらの施設における防火対策が早急に対応すべきものであると考えられる。</p> <p>以上のことを総合的に勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、防火対象物の関係者がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回の煙感知器の設置、ヘッドホン等を利用するサービスに対応した火災警報システムの導入等の義務付けに係る規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>	
<p><b>政策評価の結果の          政策への反映状況</b></p>	<p>評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第93号）及び誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示（平成21年消防庁告示第21号）が平成21年9月30日に公布された。</p>	

政策の名称	大規模地震に対応した避難誘導システムの義務付け	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送設備において緊急地震速報を導入する場合の要件を明確化する。</li> <li>大規模・高層の防火対象物等においては、停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定を整備する。</li> </ul> <p><b>【内容】</b></p> <p>① 緊急地震速報に係る放送設備の基準について</p> <p>ア 火災の際に遮断しなければならない非常警報以外の放送から、地震動予報等に係るものを除くこととする。</p> <p>イ 地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあつては、地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものとする。</p> <p>② 誘導灯・誘導標識に係る基準について</p> <p>ア 経過措置により非常電源の容量を60分とする規定が適用されない平成11年10月1日に現に存する防火対象物についても、当該規定を適用する。</p> <p>イ 非常電源の容量を60分とする防火対象物に、令別表第一(10)項に掲げる防火対象物で、乗降場が地階にあるもの(地下駅舎)のうち、消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものを加える。</p> <p>ウ 消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合は、非常電源の容量を誘導灯が20分間作動できる容量でよいこととする。</p> <p>エ ウの場合の蓄光式誘導標識の設置基準を定める。</p> <p><b>【必要性】</b></p> <p>放送設備を用いて緊急地震速報に係る放送を行うことができれば、停電時も非常電源(蓄電池設備)による放送が可能となり、また全館への一斉放送も容易に実施できるが、現行の放送設備に係る基準は火災を想定したものとなっており、緊急地震速報の受信機器等の接続等は想定されていない。</p> <p>大規模地震の際に、安全のため屋外等への避難を行う場合、大規模高層の防火対象物等においては、避難を完了するまでに相当の時間を要することが想定されるが、誘導灯を含めた消防用設備等の基準については防火対象物全体の長時間に及ぶ避難への対応は必ずしも想定されていない。</p> <p>一方で、平成11年自治省令第5号による消防法施行規則の改正により、60分間作動できる容量の非常電源を保持することが必要とされた既存の防火対象物については、経過的に従前どおりとされたが、防火対象物の関係者が独自の対策として、既に新基準に適合する誘導灯を整備している例も多数存在しており、大規模地震の発生の切迫性が指摘され続けていることも踏まえ、経過措置を廃し、新基準の普及を図る状況にある。</p> <p>以上のようなことから、大規模・高層の防火対象物等においては、停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定を整備することが必要である。</p> <p><b>法令の名称・関連条項とその内容</b></p> <p>消防法第17条、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2・第28条の3</p>	
想定される代替案	特になし	
規制の費用 (遵守費用)	<p><b>費用の要素</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常電源の容量について、誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量を確保する必要のある新築の防火対象物 今回の規制の改正によって、誘導灯の設置者に新たに義務として費用が発生することはない。</li> <li>○ 非常電源の容量について、誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量を確保する必要のある既存の防火対象物 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 通路誘導灯部分に蓄光式誘導標識を、避難口誘導灯部分に長時間定格型誘導灯を設置した場合 設置費用 6,396,100円(うち工事費173,500円)</li> <li>② 通路誘導灯及び避難口誘導灯部分に、長時間定格型誘導灯を設置した場合 設置費用 9,836,600円(うち工事費105,000円)</li> </ul> </li> <li>○ 地下駅舎</li> </ul>	代替案 —

	<p>① 地下2階に乗降場を有する1線乗り入れの駅に通路誘導灯部分に蓄光式誘導標識を、避難口誘導灯部分に長時間定格型誘導灯を設置する場合 設置費用 3,150,000～3,900,000円程度</p> <p>② 地下2階に乗降場を有する1線乗り入れの駅の通路誘導灯及び避難口誘導灯部分に長時間定格型誘導灯を設置する場合 設置費用 3,710,000円程度</p>	
(行政費用)	特になし	—
(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	<b>便益の要素</b>	<b>代替案</b>
	<p><b>【遵守便益】</b> 緊急地震速報を放送設備を用いて全館に直ちに放送することができれば、前もって揺れを身構え、机の下に避難する等の回避行動も容易となり防火対象物の利用者にとってメリットがある。 また、避難中に誘導灯の非常電源が枯渇した場合、大量の避難者が集中する階段や通路において、パニックや二次的な事故を誘発し、負傷者等が発生するなど深刻な事態を招く可能性があり、東京都による首都直下地震のシミュレーション（平成18年5月）によれば、都内の主要な地下街において、滞留者が階段に殺到し、すべての地下街において負傷者が発生すると想定している。当該想定では、滞留者は、61,360人に上り、死者2名、負傷者61名が発生するとしている。 今回の改正により、地下駅舎及び平成11年以前に建築された大規模ビルや地下街における地震発生時の滞留者による人的被害を一定程度減少することができると思われる。</p> <p><b>【行政便益】</b> 本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特になし。</p>	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>近年、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されているほか、「海溝型巨大地震による長周期地震動と土木・建築建造物の耐震性向上に関する共同提言」（2006年社団法人土木学会・社団法人日本建築学会）においても、「巨大地震の発生に伴い（中略）全館避難が必要となることが想定される」としており、長時間の避難を前提とした避難誘導システムの導入は社会的な責務と捉えることができる。また、地下駅舎及び平成11年以前に着工された建築物についても、巨大地震発生時の避難の必要性は変わらないのであり、一定の費用負担を考慮しても、早急に長時間の避難を前提とした避難誘導システムを導入すべきであると考えられる。 なお、今回新たな義務づけの対象となる施設においては、防火対象物の関係者が独自の対策として、既に新基準に適合する誘導灯（60分間作動できる容量の非常電源を保持）を整備している例も多数存在することから、関係者の負担も限定的であると考えられる。 以上のことを総合的に勘案すると、求められる社会上の責務と被害の軽減という便益は、費用と比較して大きく、かつ、防火対象物の関係者がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回の規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	<p>評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第93号）、誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示（平成21年消防庁告示第21号）及び非常警報設備の基準の一部を改正する件（平成21年消防庁告示第22号）が平成21年9月30日に公布された。</p>	

政策の名称	小型小売店舗等に係る誘導灯の技術上の基準	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 全国規模の規制改革要望を受けて、コンビニエンスストア等の小型店舗・事業所において、蓄光式誘導標識を設けた場合には、避難口誘導灯・通路誘導灯・誘導標識の設置を免除する。</p> <p>【内容】 誘導灯及び誘導標識の設置を要しないこととされている令第26条の避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものとして、下記を満たす居室を加える。 ア 直接地上に通ずる出入口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)を有していること。 イ 居室の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、居室の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。 ウ 燐光等により光を発する誘導標識(蓄光式誘導標識)が、消防庁長官が定めるところにより設けられていること。</p> <p>【必要性】 平成20年度「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」の一環として募集された全国規模の規制改革要望において、(社)日本フランチャイズチェーン協会から「コンビニエンスストアにおける誘導灯及び誘導標識に関する特例適用事業」について要望があったところであり、避難安全性を確保した上で、環境への意識が高まる中で事業者のニーズに合わせた規制を整備する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法第17条、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	特になし	—
(行政費用)	特になし	—
(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>【遵守便益】 防火対象物の管理者は、蓄光式誘導標識を設置することで、従来必要であった誘導灯に係るランニングコスト(電気代や非常電源用バッテリーの交換等)が不要となり、経済的なメリットがある。具体的には、一店舗あたり、小型誘導灯(蛍光灯、15W)と比較した場合10年間で4万円程度、高輝度誘導灯C級品(冷陰極管、4.8W)と比較した場合10年間で2万円程度のコスト削減効果が見込まれている。 また、地球温暖化防止の観点からもメリットが見込まれ、(社)日本フランチャイズチェーン協会の試算によると、現在国内に存在するコンビニエンスストア42,000店すべてに高輝度蓄光式誘導標識が設置されたと仮定すると年間3,205トンのCO<sub>2</sub>削減効果があるとされている。</p>	—
	<p>【行政便益】 本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特になし。</p>	—
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の規制改正により、小型店舗等の関係者に義務として生じる新たなコスト負担はなく、特段の行政費用の増加も見られない。一方で、小型店舗等の関係者にとっては、誘導灯に代えて高輝度蓄光式誘導標識を設置することで、常時点灯するための光熱費や非常電源用バッテリーの交換費用等のランニングコストを省くことができる点でメリットが大きい。また、電気を使用しない蓄光式誘導標識が設置されれば、電気の使用に伴って排出されるCO<sub>2</sub>を削減できるため、地球環境の面でもメリットがある。また、直接地上に通ずる出入口を有していることや店舗内の各部分から、避難口を容易に見とおすことができ、当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること等の条件を設けていることから、防火対象物の利用者の避難安全性を損なうこともないと考えられる。したがって、本改</p>	

	正の内容は費用と便益の比較という観点で考えた場合、妥当である。
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成 21 年総務省令第 93 号）及び誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示（平成 21 年消防庁告示第 21 号）が平成 21 年 9 月 30 日に公布された。

政策の名称	休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長及び検査・点検義務の緩和等	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b>  危険物の貯蔵及び取扱いを休止中の特定屋外タンク貯蔵所等について、休止している旨の確認を市町村長等から受けた場合に新基準への適合期限を延長する等、一部の義務の適用について緩和を認め、規制の合理化を図る。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定屋外タンク貯蔵所（容量1000kℓ以上の屋外タンク貯蔵所）・準特定屋外タンク貯蔵所（容量500kℓ以上1000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所）等のうち、その所有者等が、現行の新基準適合期限までに危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、かつその旨の確認を市町村長等から受け、現行の新基準適合期限の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた日から引き続き休止しているものについては、新基準への適合期限を、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日まで延長することとする。</li> <li>・ 特定屋外タンク貯蔵所について市町村長等が行う保安検査の時期変更に係る事由に「危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと」を追加する。</li> <li>・ 市町村長等が保安上の支障がないと認めた休止中の特定屋外タンク貯蔵所については、内部点検の期間を市町村長等が定める期間延長できることとする。</li> </ul> <p><b>【必要性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休止中の特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所等については、危険物の貯蔵及び取扱いがなされていないものであり、現行の新基準への適合期限までに設備投資を求めて新基準への適合を義務付ける合理性に乏しいと考えられるため。</li> <li>・ 特定屋外タンク貯蔵所について市町村長等が行う保安検査の時期変更に係る事由に、休止中であることが含まれることを明らかにするため。</li> <li>・ 危険物の貯蔵及び取扱いがなされていない休止中の特定屋外タンク貯蔵所については、危険物の保安確保の観点から支障がなければ、タンク所有者等の負担の軽減が図られるよう内部点検の期間が緩和されても差し支えないと考えられるため。</li> </ul>	
想定される代替案	特になし	
規制の費用	<b>費用の要素</b>	<b>代替案</b>
（遵守費用）	特になし	—
（行政費用）	金銭的負担は発生しない。	—
（その他の社会的費用）	特になし	—
規制の便益	<b>便益の要素</b>	<b>代替案</b>
	危険物の貯蔵及び取扱いを休止している事実について市町村長等の確認を受けた特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所について、現行の新基準への適合期限経過後も、休止期間中は新基準に適合するための設備投資費用が不要となる。 市町村長等が保安上の支障がないと認めた休止中の特定屋外タンク貯蔵所について、休止期間中の内部点検に要するコストが不要となる。	—
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所の所有者等で現行の新基準適合期限の延長を希望するものが、市町村長等の確認を受けたうえで期限の延長を認められることになり、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。また、市町村長等の確	

	<p>認を要件とすることで、当該特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所において、休止状態が保たれ火災予防上の安全が保持されることの担保が図られる。</p> <p>危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所の所有者等についても、保安の支障がないと認められ内部点検の期間の延長が行われれば、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。</p> <p>以上の分析から、規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>
<p><b>政策評価の結果の 政策への反映状況</b></p>	<p>評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 247 号）及び危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 21 年総務省令第 98 号）が平成 21 年 10 月 16 日に公布された。</p>

政策の名称	電気通信主任技術者の配置要件の見直し	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 電気通信事業者による電気通信役務の安全・信頼性の向上</p> <p>【内容】 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、現在は、業務区域が複数の都道府県にまたがっているかいないかに関わらず、事業用電気通信設備を直接管理する事業場ごとに電気通信主任技術者を選任しなければならないこととしているが、業務区域が複数の都道府県にまたがるような場合には、原則、事業用電気通信設備を設置する都道府県ごとに電気通信主任技術者を選任することとする。ただし、一定の要件を満たしていれば、地方総合通信局の管轄区域内において複数の都道府県を兼任可能とするなどの措置を講ずることとしている。</p> <p>【必要性】 ネットワークのIP化の進展により、障害が発生した場合の影響が広範囲かつ長時間に及ぶ事案が発生していることから、障害を未然に防ぐための管理体制や迅速な障害対応が可能な体制を整備する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	省令：電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第3条 告示：電気通信主任技術者選任の範囲を定める件（昭和60年郵政省告示第231号）
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
（遵守費用）	業務区域が複数の都道府県にまたがるような電気通信事業者の場合であって、本改正により課される新たな配置要件を現状において満たしていない電気通信事業者にあつては、新たに電気通信主任技術者資格保有者から電気通信主任技術者を選任する必要があることから、そのためのコストが発生すると考えられるものの、アウトソーシング先の資格者を電気通信主任技術者として選任することが従来より可能であり、また、一定の要件を満たしていれば、地方総合通信局の管轄区域内において複数の都道府県を兼任可能とする措置を講ずることとしており、電気通信事業者にとって必ずしも負担の大きいものでないと考えている。	—
（行政費用）	本改正に伴って、新たな配置要件が課されることとなる電気通信事業者から、新たな配置要件にかかる電気通信主任技術者の選任の届出が出されることとなるため、その処理のための事務的負担は増加するが、新たな金銭的負担は発生しない。	—
（その他の社会的費用）	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	本改正によって、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用の監督が強化され、これまで未然に防ぐことができなかった障害を防ぐことや、発生した障害に対してより迅速に対処することが可能となるなど、ネットワークの安全・信頼性のより一層の向上が図られることが期待され、そのメリットを広く国民が享受できることとなると考えられる。	—
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	本改正により一部の電気通信事業者にとっては費用負担が発生することが想定されるものの、障害の未然防止及び障害発生時の迅速な対応が可能な体制を整備するためには必要な措置である。また、国民にとって日常生活に欠くことのできないライフラインである通信の障害発生件数の減少及び障害発生時の復旧時間の短縮によって、通信をより安心・信頼して利用できるようになる。以上により、新たに見込まれる便益の方が、上述の費用よりも大きいと考えられる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ電気通信主任技術者規則及び昭和60年郵政省告示第231号（電気通信主任技術者選任の範囲を定める件）の一部を改正する省令及び告示が平成22年2月26日に公布された。	



政策の名称	居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅の消防用設備等の設置の基準		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 共同住宅への居住型福祉施設の入居によって、新たに設置が必要となる消防用設備のうち自動火災報知設備等について、一定の区画を要件として、居住型福祉施設以外への設置を免除する。また、自動火災報知設備等について共同住宅用の消防用設備による代替を認める特定共同住宅等の特例を居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅にも適用する。</p> <p>【内容】 共同住宅に居住型福祉施設が入居する場合に、共同住宅部分について新たな消防用設備等の設置が必要とならないよう、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を免除するとともに、共同住宅のみに適用されていた特例措置を居住型福祉施設が入居する場合にも適用することとする。</p> <p>【必要性】 共同住宅部分について新たに消防用設備等の設置が義務づけられることについては、共同住宅側に多額の費用負担が生じることで、福祉施設の普及に影響を与えるおそれがあり、より合理的な取扱いができないかとの指摘が出てきた。そこで、小規模施設に対応した防火対策に関する検討会において、平成21年2月に報告書が取りまとめられ、小規模なグループホーム等の居住型福祉施設は、「家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の形状」であり、「グループホーム等における入所者の避難安全性が確保されれば、他の一般住戸については、グループホーム等の入居により危険性が高まることはない」とされ、対応策を講じるのが適当とされた。</p>		
	法令の名称・関連条項と その内容	消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条第1項第1号、第3号及び第9号並びに同条第2項第2号ハ、第26条第1項ただし書並びに第29条の4第1項	
想定される代替案	特になし		
規制の費用	費用の要素	代替案	
	(遵守費用)	特になし	—
	(行政費用)	特になし	—
	(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案	
	<p>【遵守便益】 従前、共同住宅に居住型福祉施設が入居した場合、居住型福祉施設以外の部分についても新たに消防用設備の設置・改修が必要とされていたが、今回の省令改正により、居住型福祉施設の開設者にとっては、自らが利用するの部分のみに消防用設備等を設置すれば、共同住宅にも入居が可能となるメリットがある。また、共同住宅の所有者にとっても、居住型福祉施設が入居した場合における消防用設備等の設置費用の負担が大きく軽減されるため、居住型福祉施設の受け入れが容易になると考えられる。</p> <p>一方で、共同住宅の入居者にとっても、共同住宅の部分と居住型福祉施設部分を区画することにより、居住型福祉施設部分の火災が共同住宅部分に延焼しないよう措置が講じられているため、防火安全上の危険性が高まることはない。</p>	—	
	<p>【行政便益】 特になし</p>		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の規制改正により、共同住宅の所有者にとっては、新たな設備の改修等の特段の費用は生じず、従来の共同住宅の入居者にも防火安全上の危険が及ぶことはない。一方で、居住型福祉施設が共同住宅に入居する場合には、入居時の消防用設備の改修費用をはじめとして制度上の障壁が大きく軽減されることとなり、居住型福祉施設の関係者にとっては便益が大きいと考えられる。したがって、費用と便益の比較という観点で考えた場合、本改正の内容は妥当であると考えられる。</p>		

政策評価の結果の 政策への反映状況	評価結果を受けて、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）、本規制を盛り込んだ消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 8 号）が平成 22 年 2 月 5 日に公布された。
----------------------	---

政策の名称	危険物物質の類の変更										
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b>          消防法上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の安全確保のためには、火災危険性を有するおそれのある物質について、物質の性状や生産流通の実態等を早期に把握し、必要に応じて消防法上の危険物として規制をする必要がある。          今回、火災危険性（自己反応性）を有する物質であることが確認された2物質について、消防法上の第5類の危険物として追加し、改正に伴い、所有者等に課されることとなる義務について、一定の経過措置を設ける。</p> <p><b>【内容】</b>          現在、第4類の危険物とされている次の2物質を第5類の危険物として変更する。          (1) 1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン          (2) 4-メチレン-2-オキサノン          これに伴い、当該2物質を取り扱う施設について、第5類の危険物を取り扱う施設として次のとおり市町村長等から新たに許可を受けなければならない場合がある。          ① 危険物を取扱う施設としての技術上の基準を満たし、新たに許可を受ける必要がある施設（非危険物施設→危険物施設）          ② より厳しい技術上の基準に適合する必要がある施設（危険物施設→技術上の基準が強化された危険物施設）          なお、新たな基準への適合性を確保するためには大規模な工事を要するなど、所有者等に相当の負担を発生させることとなるものについては、保安の確保の観点から必要な最低限の措置（代替措置）を講じれば当該基準を適用しないこととする経過措置を設ける。この経過措置では、既存の施設について、当座は①の対応によることになり、②は施設全体の建替え時に規制がかかることとなる。なお、一般的に経過措置期間中の施設の安全性の確保については、消防機関の見回り・指導等により対応される。</p> <p><b>【必要性】</b>          上記の2物質が自己反応性物質である第5類の危険性の性状を有していることが確認されたため。「危険物等の危険性に関する調査検討会報告書」（平成21年2月）</p>										
	法令の名称・関連条項と その内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法第36条の4、別表第1第5類の項第10号</li> <li>・危険物の規制に関する政令第1条第3項</li> <li>・危険物の規制に関する規則第39条第1項</li> </ul>									
想定される代替案	特になし										
規制の費用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 55%;">費用の要素</th> <th style="width: 30%;">代替案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(遵守費用)</td> <td> <p>遵守に要する費用として考えられるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、最も現実的な想定として、各施設は代替措置をとるものとして試算した。</li> <li>・ 各費用の積算は、新しく義務付けられる技術上の基準をこれまで全く満たしていないケースについて行っており、施設の態様によっては必要な費用は試算より少なくなると考えられる。</li> </ul> <p>○ 1施設あたり改修に要する費用            （費用は各施設により異なるが、ここでは本件危険物物質を取り扱っている数の多い一般取扱所を想定）            非危険物施設→危険物施設 …約1,200万円            （参考）全国ベースでの費用（本件危険物物質を取扱う全施設、全国約167件） …約6億8,500万円            ※ これらの費用とは別に、類の変更に伴い、各施設につき、各地方公共団体の条例に定める設置許可申請の費用（手数料2～4万円程度）がかかる。</p> </td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(行政費用)</td> <td> <p>各施設において設置許可に係る費用が発生する。            ※ この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。</p> </td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>		費用の要素	代替案	(遵守費用)	<p>遵守に要する費用として考えられるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、最も現実的な想定として、各施設は代替措置をとるものとして試算した。</li> <li>・ 各費用の積算は、新しく義務付けられる技術上の基準をこれまで全く満たしていないケースについて行っており、施設の態様によっては必要な費用は試算より少なくなると考えられる。</li> </ul> <p>○ 1施設あたり改修に要する費用            （費用は各施設により異なるが、ここでは本件危険物物質を取り扱っている数の多い一般取扱所を想定）            非危険物施設→危険物施設 …約1,200万円            （参考）全国ベースでの費用（本件危険物物質を取扱う全施設、全国約167件） …約6億8,500万円            ※ これらの費用とは別に、類の変更に伴い、各施設につき、各地方公共団体の条例に定める設置許可申請の費用（手数料2～4万円程度）がかかる。</p>	—	(行政費用)	<p>各施設において設置許可に係る費用が発生する。            ※ この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。</p>	—	
	費用の要素	代替案									
(遵守費用)	<p>遵守に要する費用として考えられるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、最も現実的な想定として、各施設は代替措置をとるものとして試算した。</li> <li>・ 各費用の積算は、新しく義務付けられる技術上の基準をこれまで全く満たしていないケースについて行っており、施設の態様によっては必要な費用は試算より少なくなると考えられる。</li> </ul> <p>○ 1施設あたり改修に要する費用            （費用は各施設により異なるが、ここでは本件危険物物質を取り扱っている数の多い一般取扱所を想定）            非危険物施設→危険物施設 …約1,200万円            （参考）全国ベースでの費用（本件危険物物質を取扱う全施設、全国約167件） …約6億8,500万円            ※ これらの費用とは別に、類の変更に伴い、各施設につき、各地方公共団体の条例に定める設置許可申請の費用（手数料2～4万円程度）がかかる。</p>	—									
(行政費用)	<p>各施設において設置許可に係る費用が発生する。            ※ この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。</p>	—									

(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>第5類の事故の場合、平成12年に発生した、当時第5類危険物の指定を受けていなかった物質(ヒドロキシルアミン)の爆発事故では、死傷者62人、建物全半壊・一部破壊、その他約10億5千万円の損害が生じた。今回の措置により、危険物の性質に即した規制が課されることで、このような災害が発生した場合に生命身体の危険防止の他、財産の損害(上記例だと10億円程度)の拡大が最小限に抑えられると考えられる。</p> <p>また、危険物の性質に応じた災害の発生及び被害の拡大の防止が期待できるため、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減されるものと考えられる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>今回、1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン等を危険物第4類から第5類に変更することで、これらの火災による被害の拡大を防止することができる。規制の便益として、何者にも代え難い国民の生命及び身体が保護されるとともに財産に対する被害が軽減される。また、たとえ災害が起きても災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減され、かつ、施設の休業等による当該物質の流通の停止を最小限に抑えることができ、社会的混乱を防止することができると考えられる。</p> <p>さらに、危険物を取り扱う施設等の危険性を踏まえると、危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは人命確保や財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等が危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは法で求められているところである上に、代替措置を設けており、安全性を損なわない範囲で技術上の基準適合にかかる費用は、被害金額を考慮した便益との関係で適切なものと考えられる。</p> <p>以上のことを勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、危険物施設等の所有者等がその費用を負担することについては、合理性があると考えられるため、今回の改正は適切なものであると考えられる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成22年政令第16号)及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第10号)が平成22年2月26日に公布された。</p>	

政策の名称	地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> 腐食のおそれが高い一部の地下貯蔵タンクについて、危険物の漏れ防止対策を行うための技術上の基準を強化すると共にその他規制の合理化を図る。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>① 地下貯蔵タンクのうち、特に腐食のおそれの高いもの（主に設置年数が50年以上、防食効果の低い外面保護、タンクの厚さが6.0mm以下のタンク）については危険物の漏れを未然に防止する措置を、腐食のおそれが高いもの（主に設置年数が30年以上、防食効果の低い外面保護、タンクの厚さが4.5mm以下のタンク）については、漏れを未然に防止する措置又は漏れを感知する装置を設置することとする。</p> <p>② 地下貯蔵タンク等について、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等が、保安上支障がないと認めた場合には、当該地下貯蔵タンク等に係る漏れの点検期間を延長することができること、市町村長等が延長期間を定めた場合には漏れ点検の記録の保存期間もこれに応じて延長されることを規定する。</p> <p>③ 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる強化プラスチックが、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、安全性を図る試験（耐薬品性試験）の基準に適合すれば、当該二重殻タンクで当該危険物の貯蔵及び取扱いを可能とするよう規定する。</p> <p><b>【必要性】</b></p> <p>① 腐食による流出事故が年々増加しており、その大半が地下貯蔵タンク等からのものとなっている。地下貯蔵タンク等からの危険物の流出は、その構造上発見が遅れる可能性が高いことから被害の拡大が懸念されるため所要の改正を行う。</p> <p>②及び③ 危険物規制の合理化を図るため。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法第10条</li> <li>・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）附則第2項第1号</li> <li>・危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の2、第62条の5、第62条の8</li> </ul>	
想定される代替案	特になし	
規制の費用	<p style="text-align: center;"><b>費用の要素</b></p> <p>（遵守費用）</p> <p>①について、地下タンクの流出事故防止対策に係る以下の費用が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各タンクにかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>常時監視装置を設置した場合、漏れの点検（手数料：50千円）が設置から25年間免除される（1,250千円負担減）ため、最も現実的な想定として、常時監視装置を設置するものとして計算した。</li> <li>・ 腐食のおそれが特に高いタンクの場合、費用は【内面ライニング又は電気防食】1,100千円＋【常時監視装置】500千円＝1,600千円程度であるので、点検免除により差引きすると、350千円程度の負担となる。</li> <li>・ 腐食のおそれが高いタンクの場合、費用は【常時監視装置】500千円程度であるので、点検免除により差引きすると、負担はなくなる。</li> </ul> </li> <li>※ なお、これらの費用とは別に各施設につき、各地方公共団体の条例に定める金額分の変更許可申請等の費用（手数料2～4万円程度）や、維持費用【電気防食】52,8円/日及び【常時監視装置】42円/日がかかる。</li> </ul> <p>②及び③については特になし。</p> <p>（行政費用）</p> <p>① 各施設において設置許可等に係る費用が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ なお、この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。</li> </ul> <p>②及び③については特段増加しない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>

(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>① 危険物の漏れが防止されることで、災害時の生命身体及び財産への損害(施設の改修費用や休業期間中の営業補償費として、現在年間15件程度の事故で約675,000千円の損害が生じている。1件あたり損害額約45,000千円)の拡大が最小限に抑えられることとなる。また、流出事故が環境に与える悪影響も抑えることができる。</p> <p>② 市町村長等が、保安上支障がないと認めた休止中の地下タンク貯蔵所等について、休止期間中の漏れ点検に要するコストが不要になる。</p> <p>③ 強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、バイオ燃料等の新エネルギーも貯蔵することが可能となる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案</b></p> <p>—</p>
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>① 今回の改正により、年々増加する地下貯蔵タンクからの流出事故の発生及び被害拡大を防止することができる。また、個々の所有者等にとっては、25年間漏れ点検の義務が免除されるため、一定程度の費用を抑えることができる。また、数値化が難しい指標として、危険物の流出事故により環境に与える悪影響を抑えることができる。</p> <p>さらに、危険物を取り扱う施設等の危険性を踏まえると、施設に応じた技術上の基準を満たすことは人命確保や財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等がその施設に応じた技術上の基準を満たすことは法で求められているところである。</p> <p>以上のことを勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、危険物施設等の所有者等がその費用を負担することについては、合理性があると考えられる。</p> <p>② 保安上の支障がないと認められ、漏れ点検の延長が行われれば、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。</p> <p>③ 多様な危険物を強化プラスチック製二重殻タンクにおいて貯蔵できるようになるため、所有者等にとって利便性が向上すると考えられる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を受けて、今後パブリックコメントの手続きを進めていく予定である。</p>	

政策の名称	電気通信市場の環境変化に対応した制度の整備	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>有線放送電話に関する法律はこれまで電気通信事業法の特別法として存続していたところ、近年、有線放送電話業務を行っている施設数は一貫した減少傾向にあり、新規参入事業者も見込まれない状況にある。また、有線放送電話を導入していた農山漁村等の地域においても、概ね各戸に加入電話が行き渡り、携帯電話等も普及してきている現状にかんがみれば、有線放送電話について、他の電話サービスと比較して特別な規律を継続する意義が失われてきている。</p> <p>さらに、今般、利用者の利益を確保し、同様のサービスには同様の規律を適用するとの観点から、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化が図られるところである。</p> <p>以上の状況変化を踏まえ、有線放送電話業務に対する規制を一般の電気通信業務に対する規制と同一のものとするため、有線放送電話に関する法律を廃止することとする。</p> <p>なお、既存の有線放送電話業者については、</p> <p>ア 零細事業者が大半を占めることから、電気通信事業法の規律が求める技術基準等を新たに満たすためのコストが大きな負担になり、業務を継続することが困難となるおそれがあること</p> <p>イ その結果、平成20年度末時点においても約33万人存在する有線放送電話の利用者がサービスそのものの提供を受けられなくなり、利用者の利益を損なうおそれがあること</p> <p>が想定されるため、有線放送電話に関する法律の廃止後も従前の例により業務が行えるよう経過措置を設ける。</p> <p>なお、このほか、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者については、当該第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、収支の状況等を公表する規定を置くこととしている。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号） 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
（遵守費用）	有線放送電話に関する法律の廃止に伴い、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、現に有線放送電話業務の許可を受けている者において特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。	—
（行政費用）	特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。	—
（その他の社会的費用）	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	新規参入事業者が見込まれない状況にある有線放送電話に関する法律を廃止することは合理的であり、また、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、現に有線放送電話業務の許可を受けている者の提供するサービスについて、利用者の利益が確保できる。	—
政策評価の結果 （費用と便益の 関係の分析等）	<p>有線放送電話に関する法律を廃止し、制度の整理・合理化が図られる一方で、現に有線放送電話業務の許可を受けている者に対しては、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。さらに、当該経過措置により、現に有線放送電話業務の許可を受けている者の提供するサービスについて、利用者の利益が確保できる。</p> <p>以上のことから、本政策は適切であると考えられる。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律案を平成22年3月5日に国会に提出した。	

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的及び必要性】</b>  通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、今般、関連する法体系を抜本的に見直すこととしたところである。特に電波分野については、通信及び放送の相互参入の可能性が高まっている。また、家電、交通、医療等様々な分野において、電波の利用により新たな製品・サービスが登場してきており、今後電波利用を一層促進することによって、国民の利便性向上や電波を利用した新産業の創出が期待されている。このため、電波を国民がより自由にかつ安心して利用することができるよう、電波制度を見直すこととしたものである。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>① 電波利用の柔軟化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信、放送両用無線局の導入：1つの無線局を通信、放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許制度を整備する。</li> <li>・ 無線局の目的の変更制度：無線局の免許を受けた後に、許可を受けて無線局の目的を変更することを可能とする。</li> </ul> <p>② 免許不要局の範囲の拡大（空中線電力の上限の見直し）  免許不要局の空中線電力の上限について、0.01ワットと法定されていることを見直し、1ワットとする。</p> <p>③ 携帯電話基地局の免許の包括化  携帯電話の基地局のうち、屋内に設置される小規模局等について、包括免許を受けた場合には基地局毎の個別免許は不要とし、事後届出で足りることとする。</p> <p>④ 無線局の定期検査制度の見直し  既存の登録点検事業者制度を拡大して登録検査等事業者制度とし、登録検査等事業者の検査を受けた無線局については、総務大臣による定期検査を省略できることとする。</p> <p>⑤ 無線局に係る外資規制の見直し  無線局に係る外資規制の対象とされている特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（固定局）（大使館、公使館又は領事館の公用に供するものを除く。）について外資規制の適用除外とする。</p> <p>⑥ その他、技術の進展等を踏まえて、免許人の負担軽減、電波秩序の維持等のために、以下の措置を講じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 無線検査簿の備付け義務の廃止：無線検査簿（検査の年月日、結果等を記載した書面）の無線局への備付け義務を廃止する。</li> <li>ii 技術基準適合命令制度の創設：無線設備が技術基準に違反している場合、その内容に応じ、より適切な監督を図るため、総務大臣が免許人等に対し当該無線設備を技術基準に適合させるよう命ずることを可能とする。</li> <li>iii 廃止した無線局による電波発射の防止：無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であった者は、空中線の撤去以外の措置として、たとえば電源の除去等、電波の誤発射を防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。</li> <li>iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度：技術基準適合証明を受けた者及び工事設計認証を受けた者（認証取扱業者）（例：メーカー）について、その名称、住所等に変更が生じた場合、総務大臣に届け出なければならないこととする。</li> </ul>	
	法令の名称・関連条項とその内容	別紙のとおり
想定される代替案	特になし	
規制の費用 (遵守費用)	<p style="text-align: center;"><b>費用の要素</b></p> <p>① 新たな遵守費用は発生しない。  ② 新たな遵守費用は発生しない。  ③ 新たな遵守費用は発生しない。  ④ 登録検査等事業者の登録に際しては、登録免許税法に基づき、登録1件につき、9万円の登録免許税が課される。  ⑤ 新たな遵守費用は発生しない。  ⑥ その他</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 新たな遵守費用は発生しない。</li> <li>ii 新たな遵守費用は発生しない。</li> <li>iii 新たな遵守費用は発生しない。</li> <li>iv 変更届出に係る軽微な負担が発生する。</li> </ul>	
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総務大臣に対して新制度に係る申請があった場合には、当該申請の審査を行うための負担が発生する。</li> <li>② 新たな行政費用は発生しない。</li> <li>③ 新たな行政費用は発生しない。</li> <li>④ 登録申請等の受理等に係る軽微な負担が発生する。</li> <li>⑤ 新たな行政費用は発生しない。</li> <li>⑥ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 新たな行政費用は発生しない。</li> <li>ii 総務大臣が技術基準適合命令を発出する場合は、そのための軽微な負担が発生する。</li> <li>iii 新たな行政費用は発生しない。</li> <li>iv 技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者からの変更届出の受理に係る軽微な負担が発生する。</li> </ul> </li> </ul>	—
(その他の社会的費用)	①～⑥特段想定されるものはない。	—
規制の便益	<b>便益の要素</b>	<b>代替案</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 今後想定される以下のようなニーズに対応することが可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一の人工衛星の無線局で電気通信業務と放送の双方を提供するニーズ</li> <li>・ 放送事業者が、放送用の無線局で、一定の時間及び一定の帯域において放送の公共的役割を損なわない範囲で、特定の携帯端末や電子看板への送信を行うニーズ</li> <li>・ 電気通信事業者が、ブロードバンド化された電気通信業務用の無線局で放送の業務を行うニーズ</li> </ul> </li> <li>② 免許を受けることなく開設することが可能な無線局の範囲が拡大することにより、新たな無線システムの実現や性能の向上が期待される。</li> <li>③ 携帯電話基地局等を対象とした包括免許制度を導入することにより、当該基地局等の免許人である携帯電話事業者等は、一度包括免許を受ければ、個別の免許審査を経ることなく当該基地局等を開設することが可能となり、現在個別免許の申請から免許付与までに要している期間や申請事務が省力化される。その結果、当該事業者等は、迅速に当該基地局等を開設することが可能となり、また、それに伴い当該基地局等を用いた新たなサービスの開始が早まり、当該サービスを受ける利用者にも便益をもたらすことになる。</li> <li>④ 登録検査等事業者が新たに判定も含めた検査を実施できることとすることにより、民間活力の活用範囲を拡大することになる。</li> <li>⑤ 固定局を開設している電力会社、ガス会社等の外資比率が3分の1を超えた場合でも、引き続き免許人として運用し続けることができるようになり、外国人等の経済・社会活動の円滑化や国際的に調和のとれた外国資本参加の自由化等にも資する。</li> <li>⑥ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 免許人の負担が軽減される。</li> <li>ii 無線局の無線設備が技術基準に違反している場合に、現行の電波の発射停止命令、無線局の運用停止命令に加えて、免許人等に対して当該無線設備を技術基準に適合させるよう必要な措置を命ずることが可能になる。これにより、総務大臣は無線局の</li> </ul> </li> </ul>	—

	<p>免許人等に対して、違反の態様に応じてより適切な監督を行うことが可能となり、電波秩序の維持や人の生命・身体の安全が図られる。</p> <p>iii 空中線と無線設備本体（送・受信装置）が一体となっている無線局が、空中線が撤去されずに廃棄され、廃棄場などにおいて衝撃等を受けて電波が誤発射されること等を防止することが可能となる。</p> <p>iv 技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者の名称、住所等の変更を総務大臣に届け出なければならないこととするにより、公示制度等の適正な運用が可能となる。</p>	
<p>政策評価の結果 （費用と便益の 関係の分析等）</p>	<p>① 電波利用を柔軟化した場合、新制度の手續に係る申請に伴う事務負担が発生するものの、一の人工衛星の無線局で電気通信業務と放送の双方を提供する、放送事業者が放送用の無線局で、一定の時間及び一定の帯域において放送の公共的役割を損なわない範囲で、特定の携帯端末や電子看板への送信を行う、電気通信事業者がブロードバンド化された電気通信業務用の無線局で放送の業務を行う、といったニーズに対応し、新サービスの登場及び電波のより能率的な利用を促進することが可能となるため、今回の制度の改正は適切であると考えます。</p> <p>② 新たな費用を発生させずに、免許を受けることなく開設することが可能な無線局の範囲が拡大することにより、新たな無線システムの実現や性能の向上が期待されるものであり、今回の制度の改正は適切であると考えます。</p> <p>③ 新たな費用を発生させずに、個別免許のために要している期間や申請事務を省力化することにより、基地局等の迅速な開設、サービス開始の迅速化が図られることから、今回の制度の対象拡大は適切であると考えます。</p> <p>④ 登録点検事業者制度を拡大することにより、検査等事業者に係る登録の申請に伴う登録免許税の負担及び軽微な事務負担が発生するものの、検査について民間活力の活用範囲を拡大することになるため、今回の制度の拡大は適切であると考えます。</p> <p>⑤ 新たな費用を発生させずに、固定局を開設している電力会社、ガス会社等の外資比率が3分の1を超えた場合でも、引き続き免許人として運用し続けることが可能になり、外国人等の経済・社会活動の円滑化や国際的に調和のとれた外国資本参加の自由化等にも資するため、今回の制度の改正は適切であると考えます。</p> <p>⑥ その他</p> <p>i 無線検査簿の備付け義務を廃止した場合、新たな費用を発生させずに免許人の負担が軽減されるため、今回の改正は適切であると考えます。</p> <p>ii 技術基準適合命令を発出することによる軽微な負担が発生するものの、当該命令により、技術基準に違反している無線設備に対して適切な監督を行うことが可能となり、電波秩序の維持や人の生命・身体の安全が図られることから、今回の制度の創設は適切であると考えます。</p> <p>iii 新たな費用を発生させることなく、空中線が撤去されずに廃棄され、廃棄場などにおいて衝撃等を受けて電波が誤発射される等、廃止された無線局による電波発射を防止することができるようになるため、今回の改正は適切であると考えます。</p> <p>iv 技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者が名称、住所等を変更した場合の変更届出の処理に係る軽微な負担が発生するものの、公示制度等の適正な運用を図るために必要であるため、今回の届出の義務化は適切であると考えます。</p>	
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律案を平成22年3月5日に国会に提出した。</p>	

関連条項（別紙）

規制内容	電波法（改正前）	電波法（改正後）
①電波利用の柔軟化		
通信・放送両用無線局関係	—	第6条、第7条、第14条
無線局の目的の変更関係		
無線局の目的の変更	第16条の2	第9条、第17条
特定無線局の目的の変更	—	第27条の8
②免許不要局の範囲の拡大	第4条第3号	同左
③包括免許制度の対象の拡大		
包括免許制度の対象の拡大	第27条の2	同左
包括免許に係る基地局等の運用開始の期日等の届出	—	第27条の6第3項
包括免許に係る基地局等の新規開設禁止命令	—	第76条第2項
④無線局の定期検査制度の見直し		
登録検査等事業者の登録	第24条の2	同左
登録検査等事業者による検査	第73条第3項	同左
⑤無線局に係る外資規制の見直し	第5条第2項	同左
⑥その他		
i 無線局検査簿の備付け義務の廃止	第60条	—
ii 技術基準適合命令の創設	—	第71条の5
iii 廃止した無線局による電波発射の防止	—	第78条
iv 技術基準適合証明を受けた者及び工事設計認証を受けた者（認証取扱業者）の名称、住所等の変更届出制度	第38条の6、第38条の24、 第38条の29、第38条の30、 第38条の31	同左

政策の名称	デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制改正の目的  通信・放送分野の現行の法体系は、「電波法」（昭和25年法律第131号）と「放送法」（昭和25年法律第132号）が制定されて以来、新たな技術やサービスに対応して法律を追加・整備してきた結果、放送関連で4本、電気通信事業関連で2本の法律で構成されている。しかし、今般、デジタル化、ブロードバンド化の進展に対応し、世界最先端の通信・放送サービスを実現するとともに、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、規律の整理・合理化を図り、簡素な法体系に移行する。</p> <p>(2) 規制改正の内容及び必要性</p> <p>① 放送の参入規律  現在の我が国の放送法制における放送としては、a. 放送法上の「放送」、b. 有線テレビジョン放送法上の「有線テレビジョン放送」、c. 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の「有線ラジオ放送」及びd. 電気通信役務利用放送法上の「電気通信役務利用放送」がある。新たな放送法は、これら4つの法律を「放送法」のもとに統合した上で、</p> <p>1) aの「放送」については、「基幹放送」とし、このうち、地上放送については、現行の放送法において、無線局の設置・運用（ハード）と放送の業務（ソフト）を同一の者が行うこと（ハード・ソフト一致）が前提とされているが、新たな放送法では、ハード・ソフト一致に加え、新たな事業形態（ハード・ソフト分離）を認め、一致か分離かを事業者において選択可能とすることにより、事業者独自の創意工夫による経営の柔軟化が可能となる環境を整備するものである。参入規律については、引き続きハード・ソフト一致を希望する事業者については、従来どおり電波法の無線局免許のみによる参入（特定地上基幹放送事業者）の手続を存続させるとともに、新たにハード・ソフト分離を希望する事業者については、ハードについての電波法の無線局免許とソフトについての放送法の認定による参入手続を導入する。なお、ソフト事業者の認定の審査は、従来のハード・ソフト一致の事業者の免許の審査事項のうち、ソフトに関係する事項について行う。「基幹放送」のうち、衛星放送などの受委託放送については、現行の放送法においてハード事業者とソフト事業者を同一の者が兼ねることができない、いわゆるハード・ソフト分離の制度である。新たな放送法制ではこれを改め、基幹放送局提供事業者（新たな放送法におけるハード事業者）が認定基幹放送事業者（新たな放送法におけるソフト事業者）を兼ねることを許容することとする。このため、ハード事業者がソフト事業者等を兼ねる場合には、自身が行う放送の業務と他のソフト事業者が行う放送の業務が競合するため、ハード事業者が、他のソフト事業者向けの役務の提供条件を自己向けの使用条件と比して不利なものとしないう、ハード事業者に対して会計整理及びその公表を義務付けることとする。</p> <p>2) b、c、及びdの放送については、新たな放送法では区別することなく「一般放送」とする。その参入手続については、原則登録とする（登録一般放送事業者）。例外として、cの有線ラジオ放送等については、現行法のまま届出とする。</p> <p>3) 基幹放送事業者（基幹放送を行う事業者）、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、その参入手続において設備の安全・信頼性を確保するための技術基準適合性が求められ、また、参入後もその適合性維持義務が導入される。</p> <p>② 重大事故の報告義務  設備に起因する放送の停止等の重大な事故が実際に発生した場合には、その事後の規律として、行政がその実態を把握する必要があるため、新たな放送法においては、1)災害時には被害の状況を放送事業者に報告させることで、把握し、復旧や再発防止を放送事業者に促す、2)技術基準が遵守されていない場合には、設備の改善を命ずる、等、重大事故の報告義務に係る規定を整備することにより、重大事故の実態を把握することを担保する。</p> <p>③ 有料放送事業者等に対する提供条件の説明義務等の新設  新たな放送法では、有料放送役務に関し、有料放送事業者、有料放送管理者及び契約代理店に対して、提供条件の受信者への事前説明義務を課すとともに、有料放送事業者及び有料放送管理事業者に対して受信者からの苦情</p>

	等を適切かつ迅速に処理する義務を課し、有料放送事業者に対して事業の休止に係る受信者への事前告知義務を課す。業務改善命令が出た場合に命令に従わないときは、罰則が適用される。	
	法令の名称・関連条項と その内容	別紙のとおり
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	<p>① 放送の参入規律</p> <p>1) 一般放送の業務を行う一般放送事業者の登録に関し、登録免許税法に基づき、登録件数1件につき、90,000円の登録免許税が課されるが、現行の有テレ法や役務法の参入手続を行った者については、新たな金銭的負担が発生しないように経過措置を講ずる。ハード・ソフト一致の放送事業者の免許については、免許件数1件につき、150,000円、ハード・ソフト分離の放送事業者の認定については、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課されるが、現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を行うため、新たな金銭的負担は発生しない。</p> <p>2) 基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼ねる場合には、基幹放送局提供事業者が会計の整理・公表をするための事務的負担が発生する。</p> <p>3) 基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、設備の損壊又は故障により放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするため、技術基準に適合するよう設備を維持する必要がある。具体的には、設備の冗長性の確保や故障の迅速な検知等が求められる。このため、個々の放送事業者において設備の改修等の費用が発生することは考えられるが、対象となる設備を一定規模以上の主要な設備とするよう総務省令で規定する予定であり、新たに発生する金銭的負担は限定的と考えられる。</p> <p>② 重大事故の報告について、当該事故が発生した場合には、総務大臣に報告するための事務的負担が発生するが、新たな遵守費用は発生しない。</p> <p>③ 説明義務の詳細は今後省令で定まる予定であるが、過度な負担にならないようにするものとする。</p>	—
(行政費用)	<p>① 総務大臣に対し、免許、認定又は登録の申請があった場合は、当該申請に対する審査を行うための事務的負担が発生するが、現行の有テレ法や役務法の参入手続を行った者については、改めて登録を行う必要がない旨の経過措置を行うため、登録制度へ統合することに伴う事務的負担は発生しない。また、現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を行うため、ハード・ソフト分離の制度を新設することに伴う事務的負担は発生しない。</p> <p>② 重大事故の報告を受けた場合について、若干の事務的負担が発生するものの、金銭的負担は発生しない。</p> <p>③ 特段の金銭的負担は発生しない。</p>	—
(その他の社会的費用)	特段想定されるものはない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案

	<p>① 放送の参入規律の見直しを行うことは、事業者が放送の業務に参入しやすくなり、多様な番組が提供されることにより放送の健全な発達や国民の利益が確保されることとなる。また、地上放送についてハード・ソフト分離の制度を導入することにより、複数の放送事業者が、共同でハード会社を設立し、スケールメリットを享受してハードにかかる費用を軽減でき、事業者の経営の選択肢を拡大する。さらに、基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼ねる場合に、当該ハード事業者に対して会計の整理・公表義務及び提供条件改善命令に従う義務を課すことにより、ハード事業とソフト事業の関係の適正化が実現されることとなる。また、放送事業者に対し設備の維持義務を課すことにより、国民に必需の情報を確実に送ることができ、放送の公共的役割を十分に発揮させることが可能となる。</p> <p>② 放送事業者に対し、重大事故の報告義務を課すことにより、設備の維持について意識を高めさせ、それにより設備が適正に維持され国民に必需の情報を確実に送ることができ、放送の公共的役割を十分に発揮させることが可能となる。</p> <p>③ 有料放送事業者等に対し有料放送役務の提供条件の説明義務等を課すことにより、ユーザーが有料放送役務の提供条件を十分に理解し、当該役務を安心して利用できる環境が整備される。</p>	—
<p>政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）</p>	<p>① 一般放送の業務を行う一般放送事業者の登録に関し、登録免許税法に基づき、登録件数1件につき、90,000円の登録免許税が課され（現行の有テレ法や役務法の参入手続を行った者については、新たな金銭的負担が発生しないように経過措置を講ずる）、ハード・ソフト一致の放送事業者の免許については、免許件数1件につき、150,000円、ハード・ソフト分離の放送事業者の認定については、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課され（現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を講ずる）、基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼ねる場合には、基幹放送局提供事業者に会計の整理・公表をするための事務的負担が発生し、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、設備の損壊又は故障により放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするため、技術基準に適合するよう設備を維持する必要がある（新たに発生する金銭的負担は限定的）ものの、デジタル化、ブロードバンド化の進展に対応し、世界最先端の通信・放送サービスを実現でき、また、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、規律の整理・合理化を図り、簡素な法体系に移行することとしているので、事業者及び国民にとっても分かりやすい制度であるとともに、放送の健全な発達や受信者の利益が確保されるものであることから、適切であると考えます。</p> <p>② 放送事業者に対し重大事故の報告義務を課すことは、事務的負担が発生するものの、国民に必需の情報を確実に送ることを確保するために必要なものであり、放送の公共的な役割を発揮させる上で、適切であると考えます。</p> <p>③ 有料放送事業者等に対し有料放送役務の提供条件の説明義務等を課すことは、新たな事務的負担が発生するものの、ユーザーが有料放送役務の提供条件を十分に理解し、当該役務を安心して利用できる環境の整備に不可欠なものであることから、適切であると考えます。</p>	
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律案を平成22年3月5日に国会に提出した。</p>	

法令の名称・関連条項（別紙）

規制内容	改正前 (旧法律名)	新放送法
①放送の参入規律		
基幹放送の業務の認定 一般放送の業務の登録 (一般放送の届出)	第52条の13 役務法第3条 有テレ法第12条 有ラ法第3条	第93条 第126条 第133条 第133条
基幹放送局提供事業者に対する会計の整理・公表義務	—	第119条
放送事業者に対する放送の技術基準		
基幹放送事業者		
認定要件（技術的能力）の追加	第52条の13第1項第2号	第93条第1項第2号
認定要件（技術基準の適合）の追加	—	第93条第1項第3号
設備の維持義務	—	第111条
基幹放送局提供事業者		
設備の維持義務	—	第121条
一般放送事業者（登録）		
設備の維持義務	役務法第11条	第136条
②放送事業者に対する放送の重大事故の報告義務		
基幹放送事業者		
重大事故の報告義務	—	第113条
設備の改善命令	—	第114条
設備に関する報告及び検査	—	第115条
基幹放送局提供事業者		
重大事故の報告義務	—	第122条
設備の改善命令	—	第123条
設備に関する報告及び検査	—	第124条
一般放送事業者（登録）		
重大事故の報告義務	—	第137条
設備の改善命令	—	第138条
設備に関する報告及び検査	—	第139条
③有料放送事業者に対する提供条件の説明義務等の新設		
契約約款の届出への緩和	第52条の4	第147条
休業止の周知	—	第149条
提供条件の説明	—	第150条
苦情処理義務	—	第151条
有料放送事業者等に対する業務改善命令	—	第156条第2項
有料放送事業者等に対する違反の是正措置命令	—	第156条第3項

※ 有テレ法（有線テレビジョン放送法）  
有ラ法（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律）  
役務法（電気通信役務利用放送法）

表 7-4-③ 実績評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。具体的には、国際競争力強化に資する研究開発課題への重点化を行うとともに、中長期的な戦略「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」（平成20年6月27日）に基づく取組を実施する。</p>
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（総合的評価）</b>                  専門家による評価の結果、平成20年度に実施された研究開発課題の99%について「成果あり」との結果が得られており、目標（90%以上）を達成している。なお、平成20年度においては、重点的研究資金制度および競争的研究資金制度により167件の研究開発事業が、総額約93億円の予算により実施され、論文数が1191件、特許申請数が国内外を合わせ200件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成しているなど、着実な成果が見られる。                  また、「戦略的情報通信研究開発推進制度（国際技術獲得型研究開発）」等の実施によって、ITU、IETF等への標準提案が71件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成するなど、着実な成果が見られる。</p> <p><b>（必要性）</b>                  情報通信分野は、経済成長の牽引役として期待されるなど非常に重要な位置付けにあり、我が国としては継続的に研究開発に取り組む必要がある。特に、リスクの高い基礎的な研究開発や、個別の民間企業では実施が困難な大規模な研究開発等を政府が積極的に推進すること、またこれら研究開発成果を基に「国際標準」を獲得することにより、我が国の国際競争力を向上させる取組が必要である。</p> <p><b>（有効性）</b>                  平成20年度は、我が国の国際競争力の強化等に資する研究開発課題を重点的に推進するとともに、「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」（平成20年6月27日情報通信審議会答申）としてとりまとめた。このように社会的な動向等に応じた機動的な課題設定、重点化を行うとともに、的確な制度運用が行った結果、論文数等の指標においてあらかじめ設定した目標値を上回る研究開発成果が表れており、外部専門家からも成果ありと評価されている。                  また、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準の維持・向上に資するものであり、有効性がある。</p> <p><b>（効率性）</b>                  平成20年度に実施された各研究開発課題は、総務省および研究実施機関自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による助言を受けて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。                  また、ITUで開催される会議に合わせ、多くの寄書を提出し、迅速な承認手続を活用して勧告化を進めている。その際、各国から単独に国際標準化の提案を行う場合に比べ、他国と連携した場合、その勧告化の可能性が高くなるなどの効果が見込めるため、日中韓で共同提案を作成するなど、標準化の獲得に向けて効率的な業務を行っている。</p> <p><b>（反映の方向性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の国際競争力低下という現状を踏まえ、国際競争力の強化・維持にも資するよう研究開発課題を一層重点的に推進する。</li> <li>現下の経済悪化に伴い、企業等が標準化活動に充てられるリソースが減少傾向にある。そこで、標準化活動に携わる人材の育成等の支援策を通じ、より一層戦略的に取り組むこととする。</li> </ul>



【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
論文数	1課題あたり1件以上	20年度(単年度)	実施された研究開発に基づく成果が出ているか。また、その成果が第三者にPRされているか。	998件 (161課題)	1013件 (161課題)	1191件 (167課題)
専門家による評価において成果ありと評価される割合	90%	20年度(単年度)	実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用なものであったか。	99%	100%	99%
ITU、IETF等における標準提案の件数	20件	20年度(単年度)	研究開発成果の国際標準化に向けた取組が積極的に行われているか。	64件	90件	71件

政策評価の結果の政策への反映状況

【予算要求】

- 政策評価結果等を踏まえ、我が国の国際競争力を強化する等の観点から抽出された重点研究開発課題を着実に推進するため、「超高速光エッジノード技術の研究開発」、「高精度位置認識技術の研究開発」、「光空間通信技術の研究開発」、「大規模仮想化サーバ環境における情報セキュリティ対策技術の研究開発」及び「クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発」の5課題の研究開発に係る経費を平成22年概算要求に計上したところ、それぞれ、6.3億円、3.6億円、5.1億円、5.2億円、9.8億円が平成22年度予算に盛り込まれた。
- 通信・放送の融合・連携環境において、グローバルな市場や技術の状況を踏まえつつ、情報通信技術の便益を利用者に還元する観点から、戦略的に国際標準化を推進するに際し、諸外国の国際標準化動向等を調査するため、「情報通信分野における標準化活動の強化」に係る経費を平成22年概算要求に計上したところ、1.7億円が平成22年度予算に盛り込まれた。

【機構・定員要求】

- ICT分野の国際競争力の一層の強化に向けて、研究開発の推進及び成果展開を行う体制を強化するため、係員(2名)の増員を要求し、措置された。

【事務改善】

- 委託研究に係る事務の効率化を図るため、事務処理マニュアルの見直しを随時行う。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	今後二、三年で、集中的なインフラ整備、研究開発、規制・制度改革に一体的に取り組むとともに、成長を支える情報通信技術の戦略も、策定します。
重点計画-2008	平成20年8月20日	中長期的な視点に立脚したIT分野の研究開発を戦略的、重点的に推進する。また、研究体制・評価制度の整備、研究成果の活用促進等を通じ競争的で技術革新を絶えず生み出す研究開発環境を構築することに取り組む。
IT政策ロードマップ	平成20年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT分野における研究開発・標準化・知的財産戦略の一体的推進</li> <li>・ 我が国の国際標準化活動の強化</li> </ul>

<b>施策名</b>	ユビキタスネットワークの整備
<b>施策の概要</b>	<p>2010年度末までに、ブロードバンド・ゼロ地域を解消するために、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進するとともに、地域公共ネットワークの全国的普及の推進への取組を実施する。</p> <p>また2011年地上デジタル放送への移行に万全を期すため、地上デジタル放送の推進のための総合的な対策を実施するとともに、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、NHKによる映像国際放送の充実等を図る。</p>
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>          平成20年度は、平成19年度から引き続き、国民生活において不可欠なものとなっている情報通信サービスを全国で利用できる環境を整備するため、情報通信基盤を整備する地方公共団体等への支援等を行ってきたところであり、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）の指標等をみると一定の有効性等があったといえる。放送政策の推進については、携帯端末向けマルチメディア放送に関して、法律案が国会に提出されるなど、調査研究の結果が着実に政策に反映されている。地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局の整備状況、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度は順調に推移しており、また、デジタル対応受信機器についても当初の目標に近い水準まで普及が進みつつある状況である。映像国際放送の充実についても、本年2月より新たな外国人向け映像国際放送が開始されるなど、着実に効果をあげているものと認められる。</p> <p><b>(必要性)</b>          情報化が進展する今日、多くの情報通信サービスが国民生活に不可欠なものとなっているが、民間事業者の採算性の観点から地域ICT基盤の整備等が期待できない地域が多数存在している。これらの課題解決に向け地域ICTの基盤整備、利活用、人材育成について国が各取組の整合性を図り、中長期的・総合的観点から統一的に実施することが、地域情報化の効率的・効果的な推進には不可欠である。</p> <p>なお、本施策は、IT新改革戦略及び重点計画－2008の推進の一環として実施される施策であり、国の責務において行われる必要がある。</p> <p>放送のデジタル化については、2011年7月のデジタル放送への完全移行が円滑に行われるよう、国民への働きかけや送受信環境の整備促進等について、引き続き対応していく必要がある。国際放送についても、放送に係る国際競争力強化のため、引き続き取組を進めていく必要がある。</p> <p><b>(有効性)</b>          ブロードバンド・ゼロ地域の解消や地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るための地方公共団体等への支援の取組については、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）が平成20年9月末時点では98.6%となっている等、着実に進捗していることから、有効性が認められる。</p> <p>地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局等の整備状況が97%、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度が89.6%に達しており、また我が国のデジタル放送方式が新たにペルーにおいて採用されるなど、有効性があると認められる。</p> <p><b>(効率性)</b>          ブロードバンド・ゼロ地域の解消については、個々の地域におけるブロードバンドの具体的な整備について、関係する地方公共団体、事業者等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、国民の理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備等の推進に当たっては、放送事業者、メーカー、販売店、地方公共団体等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。</p> <p>なお、アナログ放送の難視聴解消事業については、平成20年度で終了した。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残りのブロードバンド・ゼロ地域を解消すべく、民間による整備を促進していくとともに、条件不利地域等において、情報通信基盤の整備を行う地方公共団体等への支援を実施していく。</li> <li>・ 地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、残されたわずかな期間で、円滑にデジタル放送に移行できるよう、国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル改修、デジタル中継局の整備等にさらに徹底して取り組んでいく必要がある。</li> <li>・ 国際放送の強化については、引き続き、対外情報発信力の強化に向けた取組を行う必要がある。</li> </ul>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	18年度	19年度	20年度
ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）	（参考指標）	—	95.2% （18年度末）	98.3% （19年度末）	98.6% （20年9月末時点）
地上デジタルテレビジョン放送受信機の普及世帯数	全世帯 5,000万世帯	23年度	27.8% （約1,400万世帯相当）	43.7% （約2,200万世帯相当）	60.7% （約3,035万世帯相当）

政策評価の結果の政策への反映状況

【予算要求】

- 「地域情報通信基盤整備推進交付金」については、平成21年度第一次補正予算により、ブロードバンド・ゼロ地域解消の見込みとなったことから、予算要求を行わないこととした。また、「地域イントラネット基盤施設整備事業」については、行政刷新会議及び総務省事業仕分けの結果を踏まえ、ブロードバンド・ゼロ地域が解消する見込みであること等を考慮した結果、平成22年度概算要求を行わないこととした。
- 放送のデジタル化の推進については、「国際普及型デジタル放送方式の開発」について、我が国のデジタル放送方式の国際普及に必要な経費を平成22年度概算要求に計上したところ、0.44億円が平成22年度予算に盛り込まれた。なお、その他放送のデジタル化の推進に係る施策については、電波利用共益事務に該当することを勘案し、「電波利用料財源電波監視等の実施」（政策14）において必要な経費として要求することとした。
- 国際放送の強化については、平成21年2月より新たな外国人向け映像国際放送が開始されたところであり、引き続き我が国からの映像による対外情報発信力強化を図るため、映像国際放送の実施等に係る経費を平成22年度概算要求に計上したところ、34.7億円が平成22年度予算に盛り込まれた。

【税制改正要望】

- 「次世代ブロードバンド基盤整備促進税制（地方税）」について、「地域情報通信基盤整備推進交付金」等による公的整備に加え、民間事業者による営業エリア拡大により2010年度末までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する必要があるところ、今後、民間事業者による営業エリア拡大によりブロードバンド・ゼロを解消しようとする地域については、これまでに営業エリアを拡大してきた地域と比較して営業的に条件がより厳しく、地元の強い要望や市町村による加入世帯の確保等の取組が営業エリア拡大の前提となっている。そのため、当該地域において営業エリアの拡大をしようとする民間事業者に対して採算ライン引き下げに資するインセンティブを引き続き付与し、地元自治体や住民による、より真摯な努力を支援する必要があることから、本税制について平成22年4月から1年間の延長等を要望した。その結果、当該税制の適用の対象となる民間事業者について、資本金の額又は出資金の額が50億円未満のものに限定し、対象設備として電気通信事業者用IPアドレス変換装置等を追加し、税制名を「ブロードバンドによる情報格差解消税制」に改正した上で、平成22年4月から1年間延長することが認められた。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	地方の情報通信基盤の整備を行い、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取り組みなどを支援します。
IT新改革戦略	平成18年1月19日 IT戦略本部決定	2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。
第159回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成16年1月19日	家庭のIT基盤整備につながる地上デジタルテレビジョン放送の普及を促進し、暮らしの中でITを実感できる社会を実現いたします。

施策名	ICT分野における国際戦略の推進																																								
施策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相互理解の増進及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  海外への情報発信及びセミナー・シンポジウムの開催を戦略的に取り進めることにより、重点3分野（地上デジタル放送方式、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野）における我が国ICT産業の海外展開支援を効率的に推進している。また、二国間及び多国間協議等への積極的な参加を行うことにより、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化への貢献を果たしている。</p> <p><b>(必要性)</b>  二国間・多国間の政策協議については、我が国ICTの発展を図る上で、円滑な国際関係の構築を進めるための手段として必要不可欠である。また、国際電気通信連合、アジア太平洋電気通信共同体などの国際機関において、ICT分野における課題解決に向けた取り組みが進められていることから、国際機関等における会議への参画及び意見交換も必要性がある。戦略的な海外への情報発信を官民の連携により行うセミナー・シンポジウム等の開催については、ICT分野における国際展開支援のため、必要性がある。</p> <p><b>(有効性)</b>  二国間・多国間の政策協議、国際機関等会議への参画及び意見交換を実施することにより、円滑な国際関係の構築に繋がるとともに、国際機関の重要ポストに我が国の出身者が就任するなど、我が国のプレゼンス向上が実現。また、各種国際協力施策を進めることで、我が国ICTへの理解が深まり、ICT分野の国際展開支援に繋がっている。</p> <p><b>(効率性)</b>  ICT分野における国際的な協力の推進及び課題解決については、二国間・多国間の政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施のみならず、人材育成研修や国際共同実験などのプロジェクトも実施することにより、二国間・多国間の良好な関係構築の実現を図っている。また、ICT国際展開支援の推進については、リソースを集中するために重点分野を定めるとともに、実施に際しては、ミッション団派遣、セミナー・シンポジウムを官民で連携することで、民間が個別に蓄積しているノウハウも活用して、より効率的な施策推進を図っている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>  二国間協議については、今後、ICT国際展開支援のための重点地域の策定等を踏まえ、実施相手国及び開催頻度について見直しを行う。アジア各国等への協力については成果が上がっているところ、アジア地域以外にも、ICT国際展開上必要性の認められる中南米地域などの国についても重点対象とし、着実な成果の実現を図る。なお、国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験については、一定の成果が得られたため、平成20年度をもって終了する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="316 1413 1485 2107"> <thead> <tr> <th>指標等</th> <th>目標値</th> <th>目標年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況</td> <td>国際会議への参画及び意見交換の実施</td> <td>20年度 (単年度)</td> <td>・ITU全権委員会、ASEM ICT閣僚会合に政務官が出席 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席 ・仏と共催したICTシンポジウムに副大臣が出席。EU、英、独、仏等との間で定期協議を開催等</td> <td>・APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・ITU研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECDのICT関係会合への出席やEU、英、豪、加等との政策協議等</td> <td>・OECD、APEC、ASEANの枠組みにおけるICT関係会合に総務省関係者が参加 ・ITU「ICTと気候変動に関するシンポジウム」、WTS A等への参加 ・APT事務局長に我が国の擁立候補が再選等</td> </tr> <tr> <td>アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況</td> <td>10カ国以上</td> <td>20年度 (単年度)</td> <td>累計12カ国</td> <td>累計13カ国</td> <td>累計13カ国</td> </tr> <tr> <td>アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況</td> <td>3000人</td> <td>20年度</td> <td>594人</td> <td>653人</td> <td>511人</td> </tr> <tr> <td>海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況</td> <td>海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施</td> <td>20年度 (単年度)</td> <td>—</td> <td>・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施</td> <td>・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ペルー、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に採用・普及の働きかけを実施</td> </tr> <tr> <td>国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況</td> <td>実施した実験の数(累計)5以上 実験に参加した機関数(累計)20以上</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>・遠隔教育システム、超高精細医療画像の伝送技術及びIP電話の国際相互接続の実証実験等の5実験を実施し、アジア諸国の大学、民間企業等の23機関が参加</td> <td>・20年度より、環境モニタリング流通基盤システムの実証実験を新たに実施したことにより、累計は実験数が7、参加した機関は27となった。</td> </tr> </tbody> </table>					指標等	目標値	目標年度	18年度	19年度	20年度	二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	20年度 (単年度)	・ITU全権委員会、ASEM ICT閣僚会合に政務官が出席 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席 ・仏と共催したICTシンポジウムに副大臣が出席。EU、英、独、仏等との間で定期協議を開催等	・APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・ITU研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECDのICT関係会合への出席やEU、英、豪、加等との政策協議等	・OECD、APEC、ASEANの枠組みにおけるICT関係会合に総務省関係者が参加 ・ITU「ICTと気候変動に関するシンポジウム」、WTS A等への参加 ・APT事務局長に我が国の擁立候補が再選等	アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	10カ国以上	20年度 (単年度)	累計12カ国	累計13カ国	累計13カ国	アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	3000人	20年度	594人	653人	511人	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	20年度 (単年度)	—	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ペルー、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に採用・普及の働きかけを実施	国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	実施した実験の数(累計)5以上 実験に参加した機関数(累計)20以上	20年度	—	・遠隔教育システム、超高精細医療画像の伝送技術及びIP電話の国際相互接続の実証実験等の5実験を実施し、アジア諸国の大学、民間企業等の23機関が参加	・20年度より、環境モニタリング流通基盤システムの実証実験を新たに実施したことにより、累計は実験数が7、参加した機関は27となった。
指標等	目標値	目標年度	18年度	19年度	20年度																																				
二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	20年度 (単年度)	・ITU全権委員会、ASEM ICT閣僚会合に政務官が出席 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席 ・仏と共催したICTシンポジウムに副大臣が出席。EU、英、独、仏等との間で定期協議を開催等	・APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・ITU研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECDのICT関係会合への出席やEU、英、豪、加等との政策協議等	・OECD、APEC、ASEANの枠組みにおけるICT関係会合に総務省関係者が参加 ・ITU「ICTと気候変動に関するシンポジウム」、WTS A等への参加 ・APT事務局長に我が国の擁立候補が再選等																																				
アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	10カ国以上	20年度 (単年度)	累計12カ国	累計13カ国	累計13カ国																																				
アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	3000人	20年度	594人	653人	511人																																				
海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	20年度 (単年度)	—	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ペルー、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に採用・普及の働きかけを実施																																				
国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	実施した実験の数(累計)5以上 実験に参加した機関数(累計)20以上	20年度	—	・遠隔教育システム、超高精細医療画像の伝送技術及びIP電話の国際相互接続の実証実験等の5実験を実施し、アジア諸国の大学、民間企業等の23機関が参加	・20年度より、環境モニタリング流通基盤システムの実証実験を新たに実施したことにより、累計は実験数が7、参加した機関は27となった。																																				



<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p><b>【予算要求】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価結果を踏まえ、ユビキタス関連技術等の国際展開を円滑に進めるための総合的な施策を展開するため、「ICT先進事業国際展開プロジェクト」の推進のための経費を拡充した上で平成22年度概算要求に計上したところ、24.3億円が平成22年度予算に盛り込まれた。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、二国間、多国間及び国際機関の各種会議への積極的な参加等を行うための経費を平成22年度概算要求に計上したところ、APEC第8回電気通信・情報産業大臣会合の招致、ITU全権委員会議の準備等に係る経費を含む1.8億円が平成22年度予算に盛り込まれた。</li> </ul> <p><b>【機構・定員要求】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価結果を踏まえ、我が国のICTの国際展開支援に係る、諸外国の事情の調査及び分析業務・海外等の連絡・調整義務の増加に対応するための体制整備を図るため、重点地域の市場動向、政府動向等の調査分析及び海外との連絡・連携等の業務を担当する係員の増員を平成22年度機構・定員要求に計上した。その結果、係員1名の増員が措置された。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、ICT分野における国際展開に係る二国間協議等の増加に伴う体制整備を図るため、中南米諸国における地上デジタル放送日本方式採用国等に対する二国間及び多国間の国際会議、導入支援等の業務を担当する専門職の増員を平成22年度機構・定員要求に計上した。その結果、専門職1名の増員が措置された。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、WTOドーハラウンドの再開やEPA/FTAの拡大を受けた多国間・二国間経済連携交渉の高まりに関する事務の増加に伴う体制整備を図るため、国際機関及び国際交渉の要請の対応等の業務を担当する係員の増員を平成22年度機構・定員要求に計上した。その結果、係員1名の増員が措置された。</li> </ul>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>平成20年6月27日</p>	<p>「ICT成長力強化プラン」に基づき、官民連携の下、地上デジタル放送等の情報通信基盤の整備及びその徹底活用を進め、2011年までに経済社会・地域とICTの融合を目指す。</p>
	<p>IT政策ロードマップ</p>	<p>平成20年6月11日</p>	<p>Ⅲ 3 「つながり力」発揮による経済成長の実現</p>
	<p>重点計画—2008</p>	<p>平成20年8月20日</p>	<p>3. 3. 1 国際競争社会における日本のプレゼンスの向上 3. 3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献</p>

<b>施策名</b>	消防防災体制の充実強化
<b>施策の概要</b>	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。
<b>施策に関する 評価結果の概 要と達成す べき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>(総合的評価)</b></p> <p>本政策について、指標の達成状況をみると、「緊急消防援助隊の隊数」や「特定違反対象物数の改善」など平成20年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、また「救急救命士の配置された救急隊の割合」や「救急自動車に占める高規格救急自動車の割合」など目標年度に向けて着実に進捗している指標がほとんどであることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。</p> <p>評価内容の充実という視点では、「消防団員数」の指標に加え、新たに「女性消防団員数」、「女性消防団員を採用している消防団の割合」及び「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」を指標として掲げたことにより、進捗状況の詳細な分析を行えるようにしたところである。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化により、テロや危険物事故、大規模な人為的事故の危険性が高まっている。</p> <p>こうした災害等に揺るがない社会の構築のためには、行政と国民が一体となった、消防防災・危機管理体制を強化することが必要である。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊は、平成21年4月1日現在で4,165隊と平成20年度末の登録部隊数の目標、4,000隊を達成したことから、施策の有効性が認められる。</li> <li>地域防災力の中核的存在である消防団の団員数は平成20年4月現在で888,900人と前年同期の3,993人の減少となっているが、その減少幅は年々小さくなっている。また、女性消防団員は16,699人と前年同期から1,197人増加しており、これらのことから消防団の確保対策に有効性が認められる。</li> <li>住宅火災による死者数は平成15年以降連続して1,000人を超えるなど高水準が続いている。こうした状況を踏まえ、平成16年6月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正（新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については、平成23年までの各市町村条例で定める日から適用。）を行いシンポジウムの開催や各種関係機関・報道機関に情報提供するなどの取組を行った結果、住宅火災による死者数は平成18年の1,187人から平成19年の1,148人、平成20年1,123人（概数値）と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。</li> <li>平成19年中の救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）は33.4分（対前年1.4分増）と遅延傾向にある。これは、救急搬送先医療機関が速やかに決まらないこと等が要因と考えられることから、都道府県が傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準（以下「実施基準」という。）を策定し公表するとともに、都道府県に当該実施基準に関する協議等を行うために消防機関と医療機関等を構成員とする協議会を設置すること等を義務付けた消防法改正を行うなど、救急搬送に係る有効な施策を打ち出したところである。</li> </ul> <p><b>(効率性)</b></p> <p>大規模災害や国民保護事案が発生した際の効率的な国民への情報伝達のため、市町村防災行政無線（同報系）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を着実に推進している。また、消防救急無線のデジタル化により、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となり、消防指令業務・消防救急業務の効率化が図られることから、その整備促進を推進している。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度においても岩手・宮城内陸地震等の大規模地震が発生し、多大な被害が発生した。こうした大規模な災害に対応するため、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進することが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。</li> <li>消防団の充実強化や消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進など国内の消防防災体制の一層の充実を図ることはもちろん、北朝鮮のミサイル発射事案や核実験、中国四川省での大地震など国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。</li> <li>年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっている。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。</li> <li>身近な安心・安全を確保するためには、消防団や自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政</li> </ul>

が一体となった地域防災力を向上させることが課題である。また、近年の救急需要の増大や救急搬送における選定困難事案に対処するため、救急体制の強化、救急車の適正利用についての普及啓発、消防機関と医療機関の連携が重要な課題となっている。

これらの課題に対し消防庁では、引き続き効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**【緊急消防援助隊の隊数】**

	18.4	19.4	20.4
隊数	3,397	3,751	3,960

(目標：概ね4,000隊(20年度))

**【消防団員数】**

	18.4	19.4	20.4
団員数	900,007	892,893	888,900

(目標：消防団員数の増加(対前年度比))

**【女性消防団員数】(人)**

	18.4	19.4	20.4
団員数	14,665	15,502	16,699

(目標：18,000人(21年度))

**【住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)(人)**

	18年	19年	20年(概数値)
人数	1,187	1,148	1,123

(目標：50%減(現状の約1,200人から、23年度))

政策評価の結果の政策への反映状況

**【予算要求】**

- 評価結果を踏まえ、消防団の新戦力の確保・活動の円滑化、消防団の理解促進・技術の向上、消防団の活動環境整備のため、「消防団員確保アドバイザー」の拡充・強化、消防団員の技能向上のための訓練・研修の実施、「消防団協力事業所表示制度」の全国展開等の事業に要する経費にかかる予算を要求することとし、1.9億円を平成22年度において予算措置した。
- 評価結果を踏まえ、市民の安心・安全の確保を担う消防機関が医療機関と連携し、市民が救急車を呼ぶべきか否か迷う場合の不安に応える救急相談窓口として、24時間365日体制の救急安心センターを、全国に3カ所程度設置するモデル事業に要する経費にかかる予算を要求することとし、3.2億円を平成22年度において予算措置した。

**【制度改正】**

- 評価結果を踏まえ、個室ビデオ店等における火災による被害を防止するため、個室ビデオ店等に設置する自動火災報知設備の機能を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定した対策を講じること等を内容とする基準の改正を行った。(平成21年9月消防法施行規則の一部改正等)

**【機構・定員要求】**

- 評価結果を踏まえ、実施基準の改定に資する情報提供等の支援、実施基準に基づく搬送及び受入れの実態調査及び受入れ医療機関選定困難事案発生時における現地調査の実施、救急安心センターモデル事業の実施及び全国展開に向けた制度構築に従事する職員として、平成22年度機構・定員要求の結果、課長補佐、救急連携係長及び係員の3名が措置された。(定員要求)
- アナログ通信方式の使用期限である平成28年5月末までにデジタル化を完了する必要がある消防救急デジタル無線をはじめ、防災行政無線、消防防災無線、公共ブロードバンドシステム等の消防防災ネットワークについて、消防防災分野におけるICTの高度化を図り、我が国の消防防災力の一層の強化を図る観点から、各システムのデジタル化に向けた各種施策の展開、利活用高度化についての検討等を集中的に実施する必要があることから、その推進に従事する職員として、平成22年度機構・定員要求の結果、消防防災ネットワークデジタル化支援係長が措置された。(定員要求)

**【事務改善】**

- 評価結果を踏まえ、消防広域化推進アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催等により、国民への消防の広域化の普及啓発や消防の広域化を検討・推進している市町村等への助言等を行っている。
- 評価結果を踏まえ、平成 18 年度から全国で実施している住宅防火対策推進シンポジウムを、今年度は全国 16 ヶ所で実施し、住宅防火対策の広報・普及啓発を更に推進することとしている。
- 評価結果を踏まえ、「放火されない環境づくり」推進のため、「放火火災防止対策戦略プラン」の活用促進及び消防本部における放火監視機器による検証実験を行っている（全国に 3 ヶ所設置）。また、平成 21 年 5 月から開催している「重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会」において、重要文化財建造物における出火原因として放火が多いことに着目し、放火対策について検討を行っている。
- 評価結果を踏まえ、消防法令に違反している防火対象物の更なる是正推進のため、「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」を改正し、平成 21 年 9 月に通知を発出した。
- 評価結果を踏まえ、平成 20 年 6 月から開催している「小規模施設に対応した防火対策のあり方に関する検討会」において、有料老人ホームや児童福祉施設等の小規模施設の多様化・複合化の進展に対応した防火対策を検討している。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにします。
	経済財政改革の基本方針2008（閣議決定）	平成 20 年 6 月 27 日	大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。



表7-4-④ 事業評価方式により事後評価した政策

政策の名称	政府認証基盤最適化事業
政策評価の結果の概要	すべての府省認証局を政府共用認証局に集約したことにより、目標値を上回る経費約9.2億円削減及び業務処理時間約389日削減が達成されたことから、本事業の有効性、効率性が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	すべての府省認証局を集約した政府共用認証局の構築により、各府省において用いる官職証明書、利用者証明書、サーバ証明書及びコード署名証明書の発行を一元的に行っている。これにより、平成21年度予算においては、各府省認証局の廃止を含め、約9.2億円削減した。また、平成22年度要求においては、省内事業仕分けの結果を踏まえ、さらに運用業務を見直し、約5千万円削減した。
政策の名称	国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験
政策評価の結果の概要	本事業における実証実験においては、アジア地域における大容量コンテンツの流通拡大のための国際的流通基盤整備のための技術について、日本とアジア諸国との国際間ネットワーク上で実証することを通じ、当該技術の製品化、標準化に寄与しており、一定の有効性が認められた。
政策評価の結果の政策への反映状況	この評価結果を踏まえ、アジア地域におけるICTの国際展開の取組を促進する。 なお、本政策は、当初の目的を達成して平成20年度に終了している。
政策の名称	電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習
政策評価の結果の概要	十分な成果を得られたと認められる。演習を通じて明らかになった課題の解決を図るため、今後においても、引き続き演習の実施に努めることが重要である。
政策評価の結果の政策への反映状況	平成21年5月に民間の団体において演習の実施母体が形成された。本評価の結果を受けて、平成21年12月に当該団体によって演習が実施された際には、総務省としても演習の効果的な実施のために必要に応じて当該団体と連携した。 なお、本政策は、当初の目的を達成して平成20年度に終了している。
政策の名称	ユビキタスネットワーク技術の研究開発
政策評価の結果の概要	ユビキタスネットワーク技術の要素技術が確立されるなど、当初の目標が達成されており、有効性及び効率性が認められた。
政策評価の結果の政策への反映状況	この評価結果を踏まえ、本研究開発の成果展開を図るため、委託先企業を中心とした製品化等の実用化に向けた取組を促進する。 なお、本政策は、当初の目的を達成して平成19年度に終了している。
政策の名称	電子タグの高度利活用に関する研究開発
政策評価の結果の概要	電子タグの高度利活用技術におけるシームレス・タグ情報管理等を実現する要素技術が確立されるなど、当初の目標が達成されており、有効性及び効率性が認められた。
政策評価の結果の政策への反映状況	この評価結果を踏まえ、本研究開発の成果展開を図るため、委託先企業を中心とした製品化等の実用化に向けた取組を促進する。 なお、本政策は、当初の目的を達成して平成19年度に終了している。
政策の名称	ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発
政策評価の結果の概要	多数のセンサーがネットワークと協調制御を実現するユビキタスセンサーネットワーク技術の要素技術が確立されるなど、当初の目標が達成されており、有効性及び効率性が認められた。
政策評価の結果の政策への反映状況	この評価結果を踏まえ、本研究開発の成果展開を図るため、委託先企業を中心とした製品化等の実用化に向けた取組を促進する。 なお、本政策は、当初の目的を達成して平成19年度に終了している。
政策の名称	アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発
政策評価の結果の概要	ユビキタスネットワークの国際展開に向けた国際的な共通プラットフォームの実現のための基盤技術が確立されるとともに、実用化に向けた実証実験やフォーラム活動も着実に実施されるなど、当初の目標が達成されていることから、有効性及び効率性が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	この評価結果を踏まえ、本研究開発の成果展開を図るため、委託先企業を中心とした製品化等の実用化に向けた取組を促進する。

状況	なお、本政策は、当初の目的を達成して平成 19 年度に終了している。
----	------------------------------------

政策の名称	偏波多重衛星通信技術の研究開発
政策評価の結果の概要	本研究開発は、K a 帯における衛星通信用周波数の有効利用のため、水平・垂直の直交する偏波を 1 つのアンテナにより同時に送受信する衛星搭載用Dual Gridアンテナを研究開発するものであり、交差偏波特性、熱歪特性等の主要諸元について当初の目標値を満たしていることから有効性・効率性等が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、本研究開発において得られた成果展開を図るため、委託先の協力と共に国際的な学会等への成果発表を積極的に行うことにより、実用化に向けた取組を促進する。 なお、本政策は、当初の目的を達成して平成 20 年度に終了している。

政策の名称	総合無線局監視システムの電子申請機能等の高度化
政策評価の結果の概要	本事業は目標値である電子申請率 30%及び年間約 1 万 6 千時間の無線局申請審査業務処理時間の削減が達成されたことから有効性及び効率性があったと認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	この評価結果を踏まえ、更なる電子申請率の向上のため、電子政府ユーザビリティガイドライン（平成 21 年 7 月 各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）に基づく「ユーザビリティ向上計画」を平成 22 年度中頃までに策定・公表し、一層の機能向上等を図る。平成 21 年度は、向上計画策定に向けたユーザビリティテスト等を実施した。 なお、本政策は、当初の目的を達成して平成 19 年度に終了している。

表7-4-⑤ 総合評価方式により事後評価した政策

施策名	適正な行政管理の実施
<p>施策の概要</p>	<p>国の行政組織等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。</p>
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) ア 国の行政機関の定員に関し、定員合理化進捗率は当初の目標を達成、純減目標達成率についてもその達成に向けて取り組んでいる。また、機構(組織)、独法等についても、着実に減量・効率化を進めている。 イ 行政手続制度・行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用に関して、施行状況調査の結果を見ると、概ね適正かつ円滑な運用が図られており、取組が効果を上げているといえる。 ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用に関して施行状況調査等の結果を見ると、不開示決定の判断が妥当でない情報公開・個人情報保護審査会に判断されたもの等見受けられるところであるが、その状況は改善されつつある。</p> <p>(必要性) ア 国の行政組織等の減量・効率化については、社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府を実現するためには、政府における人的資源の適切な再配分やスリム化を行う必要性が認められる。 イ 行政手続制度・行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用について、公正・適正な行政運営の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益を保護するためには、両制度の周知や趣旨の徹底を行う必要性が認められる。 ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用について、妥当でない不開示決定の判断、個人情報の漏えい事案等がなお存在することから、引き続き、本政策が必要である。</p> <p>(有効性) ア 国の行政機関の定員に関し、定員合理化進捗率は当初の目標を達成、純減目標達成率についてもその達成に向けて取り組む一方で、重点分野に定員を配するメリハリのある定員管理を実施している。機構等についても、スクラップアンドビルドの原則に基づく組織の新設・改廃により着実に減量・効率化を進めている。 イ 行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用について、制度の周知、運用改善のための通知の発出、研修の実施等により、制度の利用拡大、適正な制度運営等がなされているということができ、有効性が認められる。</p> <p>(効率性) ア 各省の判断と責任において弾力的・効率的組織運営が可能となる仕組みを採っている。また、定員管理等実態調査の合理化により、コストの削減を図る等、効率化を図っている。 イ 行政手続制度・行政不服審査制度については、改正法案立案に取り組む間、施行状況調査の実施時期等を見直すことにより、業務の効率化を図った。 ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用については、施行状況調査における集計の効率化や、参考事例を取りまとめ、各府省へ配布することで判断の効率化を図った。</p> <p>(反映の方向性) ア 国の行政組織等の減量・効率化が図られるよう、引き続き取り組んでいく。また次期定員合理化計画策定に取り組む。 イ 行政手続法及び行政不服審査法等の改正及び現行制度の適正かつ円滑な運用を確保できるよう引き続き取り組んでいく。 ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度について、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
達成目標	指標名	目標値	目標年度	18年度 (19年度査定)	19年度 (20年度査定)	20年度 (21年度査定)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
国の行政組織の減量・効率化	定員合理化進捗率	(17年度～21年度) 16年度末定員の10%以上を定員合理化	21年度	59.9% (19,901/ 33,230)	80.8% (26,864/ 33,230)	103.3% (34,318/ 33,230)	・H17年の閣議決定「新たな定員合理化計画の概要」に基づき設定。
	純減目標達成率	(18年度～22年度) 17年度末定員の5.7%以上の純減を確保	22年度	19.2% (3,631/ 18,936)	40.9% (7,753/ 18,936)	52.7% (9,974/ 18,936)	・H18年6月の閣議決定「国の行政機関の定員純減について」に基づき設定。
政策評価の結果の政策への反映状況	【予算要求】 評価結果を踏まえ、平成21年7月1日に策定された新たな定員合理化計画に基づき、引き続き、国の行政組織等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度、行政不服審査制度、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図るため、行政管理の実施に必要な経費を引き続き要求することとし、1.6億円（平成21年度予算1.4億円）を概算要求した。要求の結果、1.3億円の予算が認められた。						
	【機構・定員要求】 評価結果を踏まえ、企画調整課に行政判例等に関する事務体制の強化のための行政判例等専門官等を要求。要求の結果、行政判例等専門官が認められた。						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）				
	国の行政機関の定員の純減について	平成18年6月30日 閣議決定	国の行政機関の定員（平成17年度末定員を基準とする。以下同じ。）332,034人に対して、平成18年度から22年度までの5年間で……18,936人（5.7%）以上の純減を確保する。				
	施政方針演説	平成21年1月28日	国の行政機関の定員については、社会保険庁の廃止によるものを含め、約一万五千人を純減します。				
個人情報保護に関する基本方針	平成16年4月2日 閣議決定。 平成20年4月25日一部改正	行政機関個人情報保護法上、必要性が認められる場合は、個人情報の公表等は可能となっており、情報提供の意義を踏まえた上で、同法の適切な運用を図るものとする。					

<p>施策名</p>	<p>分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等</p>
<p>施策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を踏まえ、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行う。 また、市町村の行財政基盤等の強化を図るため、自主的な市町村合併を推進し、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、地方公共団体における行政運営の質の向上などを図るため、集中改革プランの策定・公表や、情報公開条例等の制定を促進する。</li> <li>○ 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るために、適正な定員管理、給与の適正化を推進する。また、地方公共団体における必要な人事・組織体制の整備、能力を有した意欲ある人材の育成・確保を推進する。</li> </ul>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 地方分権改革推進委員会及び第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究及び企画立案を行っている。市町村合併については、全国で市町村合併が進展しており、多くの合併市町村において一定程度、行財政基盤が強化されたと言える。また、集中改革プランの策定・公表や情報公開条例等の制定の状況から、地方公共団体における行政改革の取組も進展していると評価できる。</li> <li>○ 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 地方公共団体において、適正な定員管理、給与の適正化、人材の育成・確保に向けた取組等が進んでいることが把握でき、諸施策の有効性が認められる。</li> </ul> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 明治以来の中央集権型行政システムの弊害面が顕著になってきており、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究及び企画立案を行う必要がある。また、人口減少・少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化や厳しい財政状況の下、市町村の行財政基盤を強化するため、自主的な合併を選択する市町村への支援や地方行政改革の推進に取組む必要がある。</li> <li>○ 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 国民・住民から厳しい意見が多くある中、地方公共団体においては、適正な定員管理の推進、適正な給与制度・運用の確保、人材の育成・確保等に取り組み、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立に努めていくことが必要である。</li> </ul> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 市町村合併推進のために講じた各種施策により、全国で市町村合併が進展した結果、市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備が進められていることから、本政策には有効性があると認められる。集中改革プランについて、地方公共団体が行政改革の取組を住民にわかりやすく明示し説明責任を果たすという点において施策の有効性が認められる。 情報公開条例等の制定状況を調査、公表し、必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、取組の有効性が認められる。</li> <li>○ 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 地方公共団体においては行政改革の推進、給与水準や給与制度・運用の適正化等に着手していることが把握でき、施策の有効性が認められる。地方公務員の定員・給与情報の公表についても透明性が確保されるとともに、各団体間の比較・分析が容易となっており施策の有効性が認められる。人材育成基本方針を策定した各団体では、人材育成についての方向性が明らかになり、示された方向へ取り組むという効果があり、地方公務員の適正な人事管理の推進に有効性が認められる。</li> </ul> <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 市町村合併による効果のうち、行政コストの削減については、投入した国費以上の効果を上げており、効率性があると認められる。また地方行革に関しても、集中改革プランのフォローアップを関係課室で連携して行うとともに、情報公開条例等についての地方公共団体への助言等を各種会議等の機会を利用して行うなど効率的に行った。</li> </ul> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行うとともに、合併市町村の新しいまちづくりを着実に支援するほか、今後も自主</li> </ul>

的な合併を選択する市町村について、法制上の措置も含め、新たな合併支援策を検討する。また、集中改革プラン取組状況についてフォローアップを継続し、情報公開条例等の未制定団体に対し、早期に制定するよう助言等を行っていく必要がある。今後の地方行革のあり方、住民の信頼を確保する組織マネジメント改革の普及、経営感覚をもった総合行政主体の実現についても、所要の検討を行う必要がある。

○ 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公務員の給与については、引き続き、各地方公共団体において、地域民間給与水準の適切な反映等が進められ、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう取り組んでいく必要がある。定員・給与情報の公表については、給与情報等公表システムの公表様式に沿った情報開示を徹底していく必要がある。人材育成基本方針について、引き続き未策定団体における策定を推進するとともに、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組み、勤務実績の給与への適切な反映を推進する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

合併後の市町村数	1,804 団体 (H19. 3. 31)	1,793 団体 (H20. 3. 31)	1,777 団体 (H21. 3. 31)
集中改革プランの公表状況	都道府県 45 団体 95.7%	都道府県 46 団体 97.9%	都道府県 47 団体 100%
	政令市 15 団体 100%	政令市 17 団体 100%	政令市 17 団体 100%
	市区町村 1,542 団体 84.4%	市区町村 1,798 団体 99.3%	市区町村 1,788 団体 100%
	計 1,602 団体 84.8% (H18. 7. 31 現在)	計 1,861 団体 99.3% (H19. 9. 1 現在)	計 1,852 団体 100% (H20. 12. 1 現在)
地方公務員数の推移	2,998,402 人 ※( )対前年比	2,951,296 人 (▲1.6%)	2,899,378 人 (▲1.8%)

政策評価の結果の政策への反映状況

【予算要求】

政策評価を踏まえ、分権型社会にふさわしい地方行政体制及び地方公務員制度の整備を引き続き推進するために必要となる経費として 59 億円（21 年度予算 58 億円）を予算要求し、約 57 億円の予算となった。

【機構・定員要求】

評価結果を踏まえ、平成 22 年度の機構・定員について、市町村体制整備課を設置するとともに、合併推進課を廃止すること等を行った。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年 1 月 20 日	(簡素で効率的な政府の実現) 3,200あった市町村が、今年度末には1,800になります。これに伴い、市町村の議員数は1万8,000人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成18年 7 月 7 日	第3章 財政健全化への取組－1－(4)－②－ii－地方財政 住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。
経済財政改革の基本方針2008	平成20年 6 月 27 日	第4章 国民本位の行財政改革－3. 歳出・歳入一体改革の推進 財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進める。
第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成21年 1 月 28 日	(地域経営) 分権型社会が、目指すべき国のかたちです。知事や市町村長が、地域の経営者として腕を振るえるようにしなければなりません。地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方自治体の活動について、国による義務付けを見直し、自由度を拡大します。



施策名	地方財源の確保と地方財政の健全化																										
施策の概要	地方公共団体の財政運営に支障がないように所要の地方財源の確保を図るとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。																										
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 一般財源総額を確保するとともに、財源不足分については補てん措置を講じ、地方財源の確保が図られた。また、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化や公債費負担の適正化も進展した。さらに、地方公共団体財政健全化法に基づく財政指標の公表が全ての地方公共団体について行われ、財政指標の公表等を通じた財政健全化への取組が進展した。</p> <p>(必要性) ① 地方公共団体の担う行政サービスを的確に実施できるようにするため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。 ② 地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。 ③ 地域の基本的な行政サービスを安定的に供給するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要があり、そのため、引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化や地方公共団体財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の公表を徹底することによる財政の健全化を推進する必要がある。</p> <p>(有効性) ① 地方交付税を規定の加算とは別枠で1兆円増額するなどにより、平成21年度の地方交付税総額は前年度に比べ4,141億円の増となることなどをはじめとして、地方財源の確保・保障がなされているため、地方財政計画の策定について有効性が認められる。 ② 地方交付税については、平成20年度においても算定方法の簡素化・透明化を進展させており、地方交付税の予見可能性を高めるために必要な施策として、有効性が認められる。 ③ 公債費負担適正化計画策定団体のうち1団体が平成20年度において完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。 ④ 地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成19年度決算に基づく財政指標の公表等を行ったところであり、財政指標の適切な公開による財政の早期健全化に向けた取組が進展したため、有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 地方交付税の算定方法の見直しにより、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性) ① 平成22年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進する。 ② 地方交付税については、引き続き、財源保障機能や財源調整機能を適切に発揮することができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行う。 ③ 地方公共団体財政健全化法の本格施行により、平成20年度決算から、財政指標が一定水準以上の団体について財政健全化計画や財政再生計画の策定の義務付け等が適用されたため、上記計画の作成支援等を推進する。</p>																										
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 1599 608 1644">参考となる指標</th> <th data-bbox="608 1599 906 1644">平成19年度</th> <th data-bbox="906 1599 1204 1644">平成20年度</th> <th data-bbox="1204 1599 1497 1644">平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 1644 608 1688">地方財政計画の規模</td> <td data-bbox="608 1644 906 1688">83兆1,261億円</td> <td data-bbox="906 1644 1204 1688">83兆4,014億円</td> <td data-bbox="1204 1644 1497 1688">82兆5,557億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1688 608 1733">一般財源比率</td> <td data-bbox="608 1688 906 1733">68.1%</td> <td data-bbox="906 1688 1204 1733">68.4%</td> <td data-bbox="1204 1688 1497 1733">65.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1733 608 1778">地方債依存度</td> <td data-bbox="608 1733 906 1778">11.6%</td> <td data-bbox="906 1733 1204 1778">11.5%</td> <td data-bbox="1204 1733 1497 1778">14.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1778 608 1823">借入金残高</td> <td data-bbox="608 1778 906 1823">199兆円</td> <td data-bbox="906 1778 1204 1823">197兆円</td> <td data-bbox="1204 1778 1497 1823">197兆円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1823 608 1868">地方債計画の規模</td> <td data-bbox="608 1823 906 1868">12兆5,108億円</td> <td data-bbox="906 1823 1204 1868">12兆4,776億円</td> <td data-bbox="1204 1823 1497 1868">14兆1,844億円</td> </tr> </tbody> </table>	参考となる指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	地方財政計画の規模	83兆1,261億円	83兆4,014億円	82兆5,557億円	一般財源比率	68.1%	68.4%	65.3%	地方債依存度	11.6%	11.5%	14.3%	借入金残高	199兆円	197兆円	197兆円	地方債計画の規模	12兆5,108億円	12兆4,776億円	14兆1,844億円	※参考となる指標の進捗状況については、それぞれの表題の年度の次年度の内容を記載している。	
参考となる指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度																								
地方財政計画の規模	83兆1,261億円	83兆4,014億円	82兆5,557億円																								
一般財源比率	68.1%	68.4%	65.3%																								
地方債依存度	11.6%	11.5%	14.3%																								
借入金残高	199兆円	197兆円	197兆円																								
地方債計画の規模	12兆5,108億円	12兆4,776億円	14兆1,844億円																								

政策評価の結果の政策への反映状況	【予算要求】		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果を踏まえ、8月末に地方交付税等の概算要求を行うとともに、「平成 22 年度地方財政収支の 8 月仮試算」を公表した。</li> <li>その後、「平成 22 年度予算編成の方針について」(平成 21 年 9 月 29 日閣議決定)に基づき、マニフェスト(「三党連立政権合意書」を含む。)を踏まえた要求の提出を行うこととされたことから、三党連立政権合意書において、「地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする」とされていること等に基づき、10 月 15 日に地方交付税等の概算要求を行うとともに、「平成 22 年度地方財政収支の 10 月仮試算」を公表した。</li> <li>結果として、平成 22 年度の地方交付税については、11 年ぶりに 1 兆円以上増額し、約 16.9 兆円を確保するとともに、実質的な地方交付税は過去最高の約 24.6 兆円を確保した。</li> <li>・地方公共団体財政健全化法に基づくわかりやすい財政状況の開示を徹底するため、資産債務改革を推進する地方公会計の普及促進に要する予算(平成 22 年度予算:5.0 百万円(平成 21 年度予算:4.3 百万円))を確保した。</li> </ul>		
	【制度改正】		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三党連立政権合意等に基づき、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じるなどした、地方財政対策を通じ、所要の地方財源を確保した。</li> <li>・平成 20 年度決算から財政指標が一定の水準以上の団体について計画策定の義務付け等が適用されることとなったため、財政健全化計画や財政再生計画の作成支援等を推進した。</li> </ul>		
	【機構・定員要求】		
	【事務改善】		
	【財政投融资計画要求】		
【税制改正要望】			
【関税改正要望】			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	予算編成の基本方針	平成 21 年 12 月 15 日	<p>2. 予算編成の基本理念</p> <p>——既存の「官」のあり方を問い直す</p> <p>(4)「地域主権」</p> <p>「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていく。 等</p>



施策名	分権型社会を担う地方税制度の構築																										
施策の概要	<p>平成21年度地方税制改正については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととした。</p>																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 平成21年度地方税制改正における取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。 しかしながら、地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況である。</p> <p>(必要性) 地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税を充実していく必要がある。</p> <p>(有効性) 参考となる指標のうち、平成19年度決算における国と地方の税収比は56.7:43.3となり、平成18年度に比べ地方の配分比率が3.0ポイント増加している等から、毎年度の地方税制度の見直しにより地方税の充実等について一定の有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 各府省庁から税制改正に係る要望を受けるに当たって、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に努めたことにより、政策評価と非課税等特別措置の連携を強化し、各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化を図った等から効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体形の構築を進める。 また、経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の法制度的準備を整える。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> 分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。 具体的には、 ・ 当面、国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実すること、 ・ 地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、 等を目指す。</p>																										
政策評価の結果の政策への反映状況	<p><b>【予算要求】</b> 評価結果を踏まえ、分権型社会を担う地方税制度の構築に必要な予算を事務事業の見直しを行いつつ要求し、平成22年度予算に盛り込んだ。</p> <table border="1" data-bbox="343 1489 1444 1680"> <tr> <td>平成22年度予算額</td> <td></td> <td>平成21年度予算額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〈一般会計〉</td> <td></td> <td>〈一般会計〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方税制度整備費</td> <td>41百万円</td> <td>地方税制度整備費</td> <td>48百万円</td> </tr> <tr> <td>〈特別会計〉</td> <td></td> <td>〈特別会計〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務取扱費</td> <td>5百万円</td> <td>事務取扱費</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>(地方譲与税譲与金</td> <td>1,917,100百万円)</td> <td>(地方譲与税譲与金</td> <td>1,461,800百万円)</td> </tr> </table> <p><b>【制度改正】</b> 評価結果を踏まえ、分権型社会を担う地方税制度を構築するため、社会・経済情勢や財政状況の変化等を踏まえた地方税制度の見直しを行う。</p> <p><b>【機構・定員要求】</b> 評価結果を踏まえ、地方税制度改正等に確実に対応するため、平成22年度機構・定員要求において、地方税の電子化の推進に係る業務を担当する係長1名及び固定資産税(家屋)の新評価手法の導入に係る業務を担当する係長1名、係員1名の計3名を要求し、地方税の電子化の推進に係る業務を担当する係長1名及び固定資産税(家屋)の新評価手法の導入に係る業務を担当する係長1名が措置された。(定員要求)</p>			平成22年度予算額		平成21年度予算額		〈一般会計〉		〈一般会計〉		地方税制度整備費	41百万円	地方税制度整備費	48百万円	〈特別会計〉		〈特別会計〉		事務取扱費	5百万円	事務取扱費	7百万円	(地方譲与税譲与金	1,917,100百万円)	(地方譲与税譲与金	1,461,800百万円)
平成22年度予算額		平成21年度予算額																									
〈一般会計〉		〈一般会計〉																									
地方税制度整備費	41百万円	地方税制度整備費	48百万円																								
〈特別会計〉		〈特別会計〉																									
事務取扱費	5百万円	事務取扱費	7百万円																								
(地方譲与税譲与金	1,917,100百万円)	(地方譲与税譲与金	1,461,800百万円)																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																								
	第171国会における麻生内閣総理大臣施政	平成21年1月28日	経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制抜本改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講じます。																								

	政方針演説		
--	-------	--	--

<p><b>施策名</b></p>	<p>郵政行政の推進</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、民営化各社等に対する必要な監督業務（命令、報告等）を行うとともに、郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を実施する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。</p> <p>さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合（UPU）等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU大会議（4年に1度開催）、アジア＝太平洋郵便連合（APPU）大会議（4年に1度開催）においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（総合的評価）</b>  日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求など必要な措置を講じ、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を促した。</p> <p>国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様性の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、UPUに対して人的・財政的にも貢献した。</p> <p>信書便事業に関しては、平成20年度において、信書便事業者が合計283者になるなど、信書便事業への参入は着実に進んでいる。また、平成19年2月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年11月に中間報告が、また、20年7月に最終報告書が取りまとめられ、これを受けて検討が進められた。</p> <p><b>（必要性）</b>  郵政民営化の確実かつ円滑な実施のため、日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求等の監督上の措置が必要である。また、国際郵便等については、UPUやAPPU等の国際会議に出席し、国際協調を図りながら、国際郵便の取扱いに関する取決め等へ我が国の政策を反映させる必要がある。さらに、信書便事業については、法律の目的である利用者の選択の機会を拡大するため、信書便事業に関する周知・広報及び制度の見直しは行政が実施すべきであり、必要性が認められる。</p> <p><b>（有効性、効率性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求等の監督上の措置を講じることにより、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</li> <li>国際郵便等においては、特に、UPUの各種会合に積極的に参画し、人的、財政的に貢献したこともあり、本邦提案の勧告案等3件がすべて採択されたほか、郵便業務理事会理事国選挙では第1位で当選した。</li> <li>信書便事業への参入は19年度と比較して着実に進展し、また、20年7月に取りまとめられた「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」最終報告書を受けて検討が行われている。</li> </ul> <p>こうした取組から一定の有効性が認められる。</p> <p><b>（反映の方向性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵政グループ等において、例えば、郵便事業株式会社において郵便物残留事故等問題が発生しているため、引き続き命令、報告徴求等の監督を通じて、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。</li> <li>引き続き、UPU等を通じた国際協調の推進により、利用者利便の向上に資するよう取り組む必要がある。</li> <li>引き続き、ユニバーサルサービスを確保しつつ信書便事業への参入を促進することにより、利用者の選択の機会の拡大を図る必要がある。</li> </ul>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】			
主な指標	18年度	19年度	20年度
日本郵政グループ等の監督	郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ等に対して、命令・報告徴求等必要な措置を講じた。		
UPU活動への人的貢献 (職員の派遣)	1名	1名	1名
UPU活動への財政的貢献 (分担金)	173百万円 (1,968千スイスフラン)	191百万円 (2,031千スイスフラン)	198百万円 (2,000千スイスフラン)
信書便事業者数	213	253	283
	1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)		
	176	206	235
	2号役務(3時間以内の送達の役務)		
	77	96	103
	3号役務(1,000円超の料金の役務)		
	101	124	141
政策評価の結果の政策への反映状況	<b>【予算要求】</b> 国民生活を支える郵政行政を推進するため、「郵政事業の抜本的見直しのための情報収集」、「郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備」、「国際政策の推進」及び「国際機関への貢献」に要する経費を平成22年度概算要求に計上したところ、4.1億円(平成21年度予算4.4億円)が平成22年度予算に盛り込まれた。		
	<b>【機構・定員要求】</b> 郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保及び競争環境整備の確立のため、調査係長及び調査係員(計2名)の増員を平成22年度機構・定員要求に計上したところ、その増員が措置された。		
	<b>【税制改正要望】</b> 郵政民営化の確実かつ円滑な実施のため、「郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設」を要望した。消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」(平成21年10月20日閣議決定)等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、所要の検討を行うこととされた。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第170回国会(臨時会)総務委員会における総務大臣所信表明  第171回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆議院) 平成20年11月11日 (参議院) 平成20年11月13日  (衆議院) 平成21年2月13日 (参議院) 平成21年3月12日	昨年十月の郵政民営化から一年余りが経過しました。民営化各社は、新規サービスの展開等に努めておりますが、一方で、地域の住民等から、簡易郵便局の一時閉鎖や郵便配達員による貯金受入れの制限等、様々なご指摘もあるところです。政府として、民営化後の状況を十分に検証し、必要な改善を行ってまいります。 民営化後、簡易郵便局の一時閉鎖、郵便配達員による貯金受入れの制限、郵便局における金融サービスの維持に関する懸念等、地域の住民等から様々なご指摘を頂いているほか、「かんぽの宿」の譲渡をめぐる問題など、課題が山積しております。政府として、こうした課題に適切に対応するのはもちろんのこと、民営化後の状況を十分に検証し、民営化を前提としつつ、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、大胆に見直しを行ってまいります。

<b>施策名</b>	一般戦災死没者追悼等の事業の推進
<b>施策の概要</b>	一般戦災死没者追悼事業の継続を推進し、一般戦災の実態について国民の理解を深める。 旧日本赤十字社救護看護婦等へ書状の贈呈を行う。 平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会の開催。
<b>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>あらかじめ目標（値）を設定した指標については遺族の高齢化により対象者数が減少していることから、追悼式等への参列者数の漸減傾向がみられるものの、参考となる指標も含め全体としては効果をあげており、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>① 戦後60年余りが経過し、遺族の高齢化が進み戦災の実体験者の減少が顕著であることから、一般戦災に対する意識が風化しないよう普及啓発を推進する必要がある。</p> <p>② 戦時衛生勤務に従事しながら、実勤務年数が足りず慰労給付金支給の対象とならない旧日本赤十字社救護看護婦等に対し、関係者の心情及び強い要望を踏まえ、平成10年度より書状を贈呈する事業を行っているが、年々の書状贈呈状況及び反響を見る限りにおいては、未だ受け取られていない方々が少なくないと推測されることから、事業の必要性が認められる。</p> <p>③ 平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会（座長：亀井昭宏早稲田大学商学学院教授）は、平成20年4月に第1回目の会合を開催して以来8回の議論を重ね、平成21年6月に報告書を取りまとめたところである。</p> <p>報告書では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵士・抑留者・引揚者の労苦を風化させないため、貴重な実物資料を常設展示する場が重要</li> <li>・ そのため、平和基金から資料館を受け継ぎ、引き続き国が運営していくべき</li> <li>・ 運営に当たっては、日常的な管理・運営業務はノウハウをもつ民間に委ねるなど、効果的・効率的な体制とすべき</li> <li>・ 全国に向けても発信できるよう、地方展示会やデジタル・アーカイブが有効等との検討結果を取りまとめ、貴重な提言をいただいたところ。（詳細は、「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会報告書」参照）</li> </ul> <p>このように、検討会報告書においても、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する労苦に係る展示等について必要性、有効性について提言をいただいている。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <p>① 遺族の高齢化により、追悼式等への参列者は減少しているものの、遺族に限らず入場できる展示会については年々入場者数が増加しており、アンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答割合についても高水準で推移していることから、一般戦災の普及啓発として有効であると考えられる。</p> <p>② 書状贈呈事業は平成10年度から開始されているが、書状贈呈への問い合わせが現在でも年間700件近く寄せられており、新聞等による広報活動は有効であると考えられる。</p> <p><b>(効率性)</b></p> <p>① 遺族に対しては追悼式等参列旅費の補助、一般戦災の経験のない方々に対しては普及啓発資料の配布等を行うほか、一般戦災の情報を得る機会の少ない地方在住者に対しては展示会を開催するなど、異なる層への適切なアプローチを併用することで、効果的な普及啓発を行っている。</p> <p>② 書状贈呈における広報活動は新聞等の紙媒体、それ以外にもテレビやラジオといった高齢者の目に留まり易い方法で行っており、効果的であると考えられる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <p>① 遺族の高齢化に伴い、追悼式等への参列者数が漸減しており、参列遺族の対象者の範囲を拡大する方向で検討を行う。</p> <p>② 旧日本赤十字社救護看護婦等のうち、未だ書状を贈呈されていない方々があり、引き続き、書状贈呈を行っていく。</p> <p>③ 平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会の検討結果を踏まえ、検討していく。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】						
指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族参列数	100名	20年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われることにより、参列者数が維持されているか。	98名	93名	79名
太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族参列数	90名	20年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われ、参列者数の維持が行われているか。	90名	95名	86名
戦災に関する展示会の入場者数	700名	20年度	適切な広報活動が行われ、その効果が入場者数に反映されているか。	857名	1,021名	1,084名
戦災に関する展示会のアンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答の割合	80%	20年度	一般戦災の事実を伝えていくにあたり適切な内容とされており、入場者から肯定的な評価を得られているか。	93%	91%	90%
旧日本赤十字社救護看護婦等への書状贈呈数	80名	20年度	未だ贈呈されていない対象者に対し、適切な広報活動が行われ、未贈呈者の解消が図られているか。	145名	143名	74名
政策評価の結果の政策への反映状況	【予算要求】					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果を踏まえ、前年からの継続事業については着実な効果をあげており、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされていることから、前年同程度の要求し措置された。</li> <li>評価結果を踏まえ、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下、「平和基金」）廃止後も国として労苦継承事業を継続するため、資料展示施設、地方展示会等の予算3.3億円を平成22年度予算を要求し措置された。</li> </ul>					
	【制度改正】					
<ul style="list-style-type: none"> <li>平和基金廃止後の資料の記録・保存等のあり方について、有権者による検討会が本年6月に取りまとめた報告書では、兵士・抑留者・引揚者の労苦を風化させないため、実物資料等を常設展示する場が重要であり、平和基金が保有する貴重な資料を受け継ぎ、資料展示施設などを国が運営していくことが必要とされているため、今後、国が事業を受け継ぐ予定。</li> </ul>						
【機構・定員要求】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果を踏まえ、平和基金廃止後も国として労苦継承事業（資料展示施設の運営、地方展示会及び資料の収集等）を継続して運営していくための事務処理体制整備として、5名の増員を要求し措置された。</li> </ul>						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）			
	—	—	—			

<p>施策名</p>	<p>恩給行政の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>恩給の申請手続等の簡素化、合理化による受給者等の負担軽減、恩給請求の正確・迅速な処理、恩給相談対応の充実を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。</p>
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) あらかじめ目標(値)を設定した指標について、年度末における請求未処理案件比率は0.6月分(目標値0.5月分)、恩給相談電話混雑率は21.6%(目標値20%)と両指標とも進展が見られ、概ね目標値を達成できた。また、参考となる指標のうち恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度については95%の者から満足したとの回答があり、全体として基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p>(必要性) 恩給受給者数は101万人を数え、受給者等からは未だ数多くの請求・申請・届出が寄せられていること、また、平均年齢も86.3歳と高齢化が進んでいること等を踏まえ、受給者等からの届出書の提出負担の軽減、請求者等への迅速な処理結果の通知、恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努める等を通じて受給者等に対するサービスの向上を図る必要がある。</p> <p>(有効性) 年度末未処理案件比率においては、要員の適正な配置、事務処理方法等の見直し、恩給申請処理の迅速化を図ったこと、恩給相談電話混雑率においては、恩給相談電話システムの導入、電話相談が集中する時間帯に恩給相談担当職員(再任用短時間勤務職員)を集中的に配置する等により、それぞれ前年度と比較し進展が見られ、概ね目標値を達成したことからの有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 恩給業務の業務・システム最適化に係る電子計算機の借入れ等経費について、競争入札を行い約63百万円のコスト削減が図られたことから、効率性が認められる。 恩給事務説明会については、各ブロック単位(7)での開催から東京1か所に集約することにより経費を削減し、事務の効率化を図る。</p> <p>(反映の方向性) 平成22年4月を目途とする「恩給業務の業務・システム最適化計画」の開始に向けた準備を着実に進め、審査業務の効率化・迅速化や届出書等の提出負担の軽減を行うとともに、懇切丁寧な相談対応の更なる徹底や恩給相談担当職員の電話混雑時間帯における重点配置等を通じて、受給者等に対するサービスの一層の向上を図ることとする。 また、事務効率化の観点から、恩給事務説明会を集約する方向で検討を行う。 なお、平成19年4月から日本郵政公社から引き継いだ債権管理事務については、恩給制度全体の信頼性の確保の観点から、引き続き適切な実施を図るとともに、債権のより効果的な回収方策等について検討を行う。</p>



【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	分析の視点	18年度	19年度	20年度
年度末における請求未処理案件比率	0.5か月分	恩給申請処理の迅速性という観点から、未処理案件の減少について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。	0.6月分 (1,364/2,200)	0.9月分 (1,841/2,048)	0.6月分 (1,079/1,960)
恩給相談電話混雑率	20%	恩給相談対応の充実という観点から、恩給相談電話の混雑率の低下について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか	30.3%	39.3%	21.6%
恩給受給者数	(参考指標)	恩給行政推進の政策の背景を説明するための参考指標	114万人	108万人	101万人
恩給受給者の平均年齢			84.9歳	85.6歳	86.3歳
恩給相談件数	(参考指標)	恩給相談対応の充実を図る観点から、恩給相談者が満足・納得する対応が取られているか。	246,331件	266,980件	249,889件
恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度			—	—	95% 恩給相談のための来庁者に対するアンケート(169人)において「満足した」との回答があった方の割合。

政策評価の結果の政策への反映状況

【予算要求】

- ・ 恩給業務・システム最適化の着実な実施のため、恩給事務総合システム運用に係る予算を要求し、1.7億円(平成21年度予算4.5億円)を平成22年度予算に盛り込んだ。
- ・ 恩給事務説明会について、各ブロック単位(7)での開催から東京1か所に集約することにより、△1百万円(平成21年度予算1百万円)を減額した。

【機構・定員要求】

- ・ ①多種多様な恩給相談に迅速かつ円滑に対応するため、②恩給請求に関する専門事項の審査を効率的に行うため、③恩給等の債権管理事務を適正かつ円滑に行うため平成22年度機構・定員要求において、再任用短時間勤務職員10人(恩給相談専門職4人、恩給審査専門職3人、債権調査専門職3人)が認められた。(定員要求)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
規制改革推進のための3か年計画	平成19年6月22日 閣議決定	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せて行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。
規制改革推進のための3か年計画(改定)	平成20年3月25日 閣議決定	同上 【恩給給与細則の一部を改正する総務省令(平成19年総務省令第122号)】平成19年度措置済(10月施行)



<p><b>施策名</b></p>	<p>公的統計の体系的な整備・提供</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の統計全体の体系的整備、統計の信頼性の確保、報告者負担軽減等の観点から、統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。</li> <li>統計調査の量的・質的内容の向上を図り、統計利用者のニーズに応じた統計を提供する。</li> <li>統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。</li> </ul>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済・社会の環境変化に対応した統計体系の整備を図るため60年ぶりに統計法の全面改正を実施したこと及び統計調査を確実に実施し、統計需要や、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等目標(値)を設定した指標及び参考となる指標双方ともほぼ目標を達成できていることから、基本目標の達成に向けた着実な取組がなされている。</li> </ul> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計制度を企画立案及び調整すること及び統計に関する国際協力を推進することは、国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、重要かつ基本的な役割を果たすもので必要不可欠なものである。</li> <li>地方公共団体職員及び統計調査員の資質向上のための研修、統計調査員の確保及び統計知識等に関する普及啓発を目的とする事業の実施は統計調査の円滑な実施のために必要不可欠なものと認められる。</li> <li>国勢の基本に関する統計は、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠なものである。</li> <li>統計調査の結果等を政府統計の総合窓口(e-Stat)及びホームページからの確に提供することは、統計利用者の利便性の向上につながることに加え、統計情報の正確性、信頼性の担保の観点からも重要なことであり、行政が自ら責任を持って実施する必要がある。</li> </ul> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな統計法の制定や統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等からの統計調査の審査の実施等、統計行政の正確かつ効率的に運営するための統計制度改革が着実に推進されており、有効性が認められる。</li> <li>統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保のために統計調査の現場を担う地方公共団体の職員及び統計調査員に対し、必要な研修の実施、統計調査実施のための登録調査員の確保事業及び統計知識等の普及を目的とした広報活動を行っており、有効性が認められる。</li> <li>経済センサスやサービス産業動向調査の創設等各方面からの統計利用ニーズを踏まえた統計調査の見直しを行い、調査環境の変化に対応した措置を講じているところであり、その結果、調査対象の捕捉率の向上などが図られたことから、本施策は有効性があると認められる。</li> <li>e-Stat運用開始初年度の実績として、総務省所管統計ページの統計表へのアクセス件数が1000万件を超えたことは、各種統計表への利用ニーズが非常に高いことが考えられ、その取組に有効性があると認められる。</li> </ul> <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共サービス改革基本方針等を踏まえた民間事業者の活用を推進し、統計調査の質の向上・効率化を図ってきた。</li> <li>e-Stat利用者が所管府省を意識せずに必要な統計情報を入手できるようになり、統計情報提供の効率化を実現した。</li> </ul> <p>(反映の方向性)</p> <p>様々な経済・社会の環境変化に伴い、ニーズに応じた統計を整備・提供すること又統計調査を実施する環境を整備することが政策の課題となっている。それらの諸課題については、新しく制定された統計法、その統計法に基づき公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(「基本計画」)に従い、今後の統計行政、統計調査の見直しを行い、公的統計の体系的な整備・提供を着実に推進していくために取り組む。</p> <p>また、国勢の基本に関する統計の作成についても、国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、「基本計画」に示された措置、方策等について着実に実施するため、その実施に当たり具体化が必要な事項について検討を行う。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	18年度	19年度	20年度
地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	100% (地方公共団体の職員研修)	20年度	89.4% (98.3%)	91.9% (100%)	90.9% (98.3%)
	80% (登録調査員中央研修)	20年度	86.2% (97.2%)	83.7% (99.0%)	79.4% (84.7%)
	80% (地域ブロック別登録調査員研修)	20年度	88.9% (100%)	85.0% (96.6%)	91.3% (98.9%)
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	80%	20年度	79.4%	81.5%	82.1%
統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	80%	20年度	79.9% (85.7%)	83.3% (86.6%)	81.0% (87.8%)
統計調査結果の提供状況		20年度			
・ホームページアクセス件数	412万件		426万件	404万件	319万件
・政府統計の総合窓口(e-Stat)の総務省所管統計ページへのアクセス件数	6万2000件	20年度	—	—	1015万6000件
・e-Statを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数	37統計	20年度	—	—	23統計
・総合統計書の刊行	年刊5冊 月刊1冊	20年度	年刊6冊 月刊1冊	年刊6冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊

(注) 1 18年度～20年度推移欄の( )内は、無回答だった者を除いて算出した割合。

2 「政府統計の総合窓口(e-Stat)の総務省所管統計ページへのアクセス件数」の目標値は、目標設定当初(平成20年4月)には総務省所管の統計トップページへのアクセス件数を想定し記載していたが、e-Stat(平成20年度運用開始)においては、総務省所管の統計トップページへのアクセス件数は把握しておらず、指標について検討を加えた結果、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の方がより指標として有益と判断したところ。このようなことから、20年度の実績値には、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の総数を記載した。

政策評価の結果の政策への反映状況

【予算要求】

- 国勢の基本に関する統計のうち、最も基本的な統計調査である平成22年国勢調査の実施に当たり、調査の円滑な実施を確保するため、照会・苦情への対応を一元的に行うコールセンターを設置するための経費(平成22年度予算額:11.9億円)。
- 国勢の基本に関する統計を適時的確に作成していくため、経常的に実施している統計調査(労働力調査等)及び周期的に実施している統計調査(平成22年国勢調査等)などに要する経費(平成22年度予算額:692.9億円(平成21年度予算額140.4億円))。  
なお、行政刷新会議の事業仕分けで「国勢調査の実施」について、「予算要求の縮減(5～10%程度を縮減)」と評決され、人件費を除く事業費を▲10%程度縮減した。
- 新しく制定された統計法、「基本計画」に基づく施策(基本計画の内容を推進するための調査「サービス活動の計測に関する国民的需要調査」等の実施)の推進、地方における統計組織の確保等に必要経費(平成22年度予算額:約122億円)。

【機構・定員要求】

- 事業所母集団データベース整備のための体制整備を図るため、企画官(省令職)を新設した。(機構)
- 国勢の基本に関する統計を適時的確に作成するため、統計局統計調査部に9名を増員した。(定員)
- 統計法の規定に基づき作成された「基本計画」を踏まえて、産業関連統計の体系的整備の推進業務に係る体制整備のため、政策統括官(統計基準担当)室に専門官1名を増員した。(定員)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計法制度を抜本的に改革する新たな統計法を平成19年2月に国会に提出し、19年5月に成立・公布。</li> <li>○ サービス統計の抜本的拡充を図る。</li> </ul>

<p>規制改革・民間開放 推進三か年計画(再 改定)</p>	<p>平成18年3月31日 閣議決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。</li> <li>○ 指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも18年度前半までに計画を策定。</li> </ul>
<p>公共サービス改革 基本方針(改定)</p>	<p>平成20年12月19日 閣議決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営。</li> <li>○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。</li> <li>○ サービス産業動向調査(承認統計調査)について、法の対象業務とする方向で引き続き監理委員会と連携して検討し、平成22年5月末までに結論を得る。</li> </ul>

表 7-4-⑥ 総合評価方式により平成 20 年度に事後評価した政策

施策名	国家公務員の人事管理の推進																										
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>国家公務員給与・退職手当制度の運営・改善を図るとともに、適切な人事管理を推進する観点から、能力・実績主義を重視した人事運用、多様な人材の確保・活用、高齢化への対応と適切な退職管理、職員の服務規律の確保、労働時間短縮に取り組んでいる。加えて、職員の能力開発・啓発、福利厚生や労務管理の充実を図っている。</p>																										
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>                      あらかじめ目標（値）を設定した指標については進展が見られ、また、参考となる指標等についても、それぞれ着実に実施されていることから、全体として、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p><b>(必要性)</b>                      例えば以下のように、各施策の必要性が認められる。                      [高齢化への対応と適切な退職管理の推進] 総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等が実施されており、こうした取組の必要性が認められる。</p> <p><b>(有効性)</b>                      例えば以下のように、各施策の有効性が認められる。                      [能力・実績主義を重視した人事運用の推進] 人事評価は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるものであることから、その評価手法は信頼性の高いものとなるよう制度構築する必要がある。そのため数次にわたる試行を行い、その結果を検証する必要があることから、平成 19 年度においては、本府省の課長以下の職員を対象とした第 2 次試行を円滑に実施し、検証を行ったところ、アンケート、データ分析ともに、評価手法の有効性等がおおむね実証された。</p> <p><b>(効率性)</b>                      例えば以下のように、各施策が効率的に実施されている。                      [制度の運営・改善] 国家公務員の退職手当調査については紙媒体から電子データへの移行を進め、必要最小限の所要経費で効率的に実施するように努めている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>                      国家公務員の人事行政に対する国民各層からの様々なご指摘、国家公務員制度改革基本法において示された改革の方向を踏まえて、今後の施策の方向性について検討を行う必要がある。                      また、既存の個別事業については、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、その効果及びこれに要する費用等を考慮して、廃止も含めた見直しを行い、質の高い行政サービスの実現、行政に対する国民の信頼を確保、公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務能率の向上といった基本目標の実現を図る必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="320 1346 1430 1868"> <thead> <tr> <th>指標等</th> <th>目標値</th> <th>目標年度</th> <th>分析の視点</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国家公務員 I 種事務系区分（行政、法律、経済）採用者に占める女性の割合</td> <td>30%</td> <td>22 年度</td> <td>「男女共同参画基本計画」（第 2 次）（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を踏まえ、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。</td> <td>21.5% （64 名／ 298 名中）</td> <td>22.4% （66 名 ／295 名 中）</td> <td>25.1% （74 名 ／295 名 中）</td> </tr> <tr> <td>国家公務員の配置転換の人数</td> <td>704 人</td> <td>19 年度</td> <td>国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定。22 年度までに 2,908 人が配転の見通し）を着実に達成し、国家公務員の定員純減が円滑に行われているか。</td> <td>— （取組開始前）</td> <td>748 人（内 定数。平成 19 年 4 月 1 日実施）</td> <td>783 人（内 定数。平成 20 年 4 月 1 日実施）</td> </tr> </tbody> </table>						指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17 年度	18 年度	19 年度	国家公務員 I 種事務系区分（行政、法律、経済）採用者に占める女性の割合	30%	22 年度	「男女共同参画基本計画」（第 2 次）（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を踏まえ、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	21.5% （64 名／ 298 名中）	22.4% （66 名 ／295 名 中）	25.1% （74 名 ／295 名 中）	国家公務員の配置転換の人数	704 人	19 年度	国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定。22 年度までに 2,908 人が配転の見通し）を着実に達成し、国家公務員の定員純減が円滑に行われているか。	— （取組開始前）	748 人（内 定数。平成 19 年 4 月 1 日実施）	783 人（内 定数。平成 20 年 4 月 1 日実施）
指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17 年度	18 年度	19 年度																					
国家公務員 I 種事務系区分（行政、法律、経済）採用者に占める女性の割合	30%	22 年度	「男女共同参画基本計画」（第 2 次）（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を踏まえ、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	21.5% （64 名／ 298 名中）	22.4% （66 名 ／295 名 中）	25.1% （74 名 ／295 名 中）																					
国家公務員の配置転換の人数	704 人	19 年度	国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定。22 年度までに 2,908 人が配転の見通し）を着実に達成し、国家公務員の定員純減が円滑に行われているか。	— （取組開始前）	748 人（内 定数。平成 19 年 4 月 1 日実施）	783 人（内 定数。平成 20 年 4 月 1 日実施）																					
<p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p>	<p><b>【予算要求】</b>                      評価結果を踏まえ、国家公務員体育センターについては、平成 20 年度をもって運営を終了することとし、平成 21 年度予算においては、国家公務員公務員体育センター管理運営経費は要求せず、国家公務員公務員体育センター廃止に伴う経費を要求することとした。平成 22 年度予算においては、国家公務員公務員体育センター廃止に伴う経費については、所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。</p>																										

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<p>公務員制度のあり方を原点に立ち返って見直すことが必要です。行政に対する信頼を取り戻すため、公務員が能力を高め、国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう、総合的な公務員制度改革を進めてまいります。</p> <p>国民への奉仕者である国家公務員の一層の綱紀粛正と倫理の向上を徹底します。</p>
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>4. 公務員制度改革</p> <p>戦後レジームからの脱却の中核的な改革として取り組み、21 世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像を実現する。</p>

<p><b>施策名</b></p>	<p>行政評価等による行政制度・運営の改善</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実施。総務省は、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価制度を推進するとともに、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 中立・公正な立場から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進する。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>(総合的評価)</b></p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 総務省における制度の推進及び全政府的見地からの評価の実施を通じて、評価の質の向上、予算要求等政策への反映、関係府省における政策の見直し・改善が図られていることから、一定の効果を上げている。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、迅速かつ確かな実施を通じ、勧告等に基づく行政制度・運営の見直し・改善が図られている。 また、行政相談については、苦情あっせん解決率が例年 90%を超えているほか、あっせん以外にも関係機関等に相談内容を通知・連絡することなどにより行政制度・運営の改善を推進している。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、処理件数を飛躍的に増大させており、年金制度に対する国民の信頼の回復に資するものとなっている。しかしながら、審議の公平性を確保しつつも、更なる処理の推進が必要である。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 政策の効果を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性を高めるための仕組みは、必要不可欠。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 各府省とは異なる中立・公正な立場から行政評価・監視を行う機能は政府部内に必要不可欠。 また、国の行政全般について国民からの苦情等を広く受け付け、中立・公正な立場からその解決等を図る機能は必要不可欠。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして、安倍総理大臣（当時）の指示によるものであり、同様の役割を果たし得る機関が他にはないこと、多数の申立てがあること等に鑑みれば、本政策は必要不可欠。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 各府省における政策評価の質の向上、評価結果の予算要求等政策への反映は着実に進展しており、有効性が認められる。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、平成 19 年度に受理した「その後の改善措置状況」において、指摘事項の 97.0%は既に改善措置が採られるなど、各府省における行政制度・運営の改善が図られていることから、有効性が認められる。 また、行政相談については、苦情あっせん解決率は 90%を超えており、有効性が認められる。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、困難かつ経験のない業務を短期間に、様々な構成員からなる体制で処理しているにもかかわらず、体制整備と習熟度の向上に伴い月ごとの処理件数を飛躍的に増加させてきており、有効性はあると考える。</p> <p><b>(効率性)</b></p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 総務省が行った統一性・総合性確保評価については、18 年度に比べ、処理期間に長期間を要しており、評価結果の早期の政策への反映を図るためには、一層の効率性の向上が必要。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、18 年度に比べ、処理期間に長期間を要しており、早期の行政の制度・運営の改善を図るためには、一層の効率性の向上が必要。 また、行政相談については、行政相談委員の活用等、国民にとって簡易・迅速な様々な方法で受け付けており、その内容に応じ処理されている。</p>

	<p>さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、第三者委員会における月ごとの処理件数は飛躍的に増加してきており、体制整備と習熟度の向上により、効率性も徐々に高まってきていること、他の合議制の審査機関で、これほどの件数を処理しているものはないこと、行政不服審査に比べて簡素な手続で対応可能であることから効率性が認められる。</p> <p><b>【反映の方向性】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>重要対象分野の的確な選定及び各府省における評価の実施の推進。</li> <li>規制の事前評価の円滑な実施の推進及び質の向上。</li> <li>客観性担保評価活動について、特に評価の内容に踏み込んだ点検の充実・強化。</li> <li>統一性・総合性確保評価について、取りまとめの迅速化を図るため、調査効率の向上を図る。</li> </ul> </li> <li>行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価・監視については、取りまとめの一層の迅速化を図るため、業務の減量化等現行の業務の進め方や体制の在り方について検討。</li> <li>行政相談制度については、迅速な受付、的確な処理、新任行政相談委員への支援を行うための体制強化、効果の高い広報媒体への掲載・報道依頼の充実。</li> <li>年金記録の訂正に関し、申立内容を十分に汲み取り、審議の公正性を確保しながら、事案処理の迅速化に取り組む。また、平成20年3月末までに申し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終える。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>—</p>											
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p><b>【予算要求】</b>  (政策評価、行政評価・監視経費)  評価結果を踏まえ、政策評価の的確な実施とその質の一層の向上、評価結果の政策への着実な反映の更なる推進を図るため、政策評価の推進に要する経費にかかる予算(157百万円)を引き続き要求することとした。(平成22年度予算額:153百万円)  (行政相談制度推進費)  評価結果を踏まえ、行政相談の迅速な受付、的確な処理を行うため、地域における行政相談委員の活動を効果的なものとするための支援等として、行政相談委員と各種相談機関との具体的な連携協力の場を設けることによる相談活動の積極的な展開を図るための支援事業経費を概算要求(10百万円)した。(平成22年度予算額:8百万円)</p> <p><b>【機構・定員要求】</b>  (政策評価、行政評価・監視経費)  評価結果を踏まえ、政策評価の的確な実施とその質の一層の向上、評価結果の政策への着実な反映の更なる推進を図るため、重要対象分野の推進、規制の事前評価の実施の推進、客観性担保評価活動に係る点検の充実強化のための定員(10名)を要求した。(増員措置10名)  (行政相談制度推進費)  評価結果を踏まえ、行政相談委員の活動の充実強化を図るため、市町村や各種相談機関等との連携強化、地域の実情に即した活動の強化、処理事例の整理・分析・フィードバック等を行うための定員(8名)を要求した。(増員措置4名)  評価結果を踏まえ、年金記録の訂正に関するあっせん等の事案処理の迅速化に取り組むため、事案の申立件数・処理状況を踏まえ、年金記録確認第三者委員会に関する事務処理体制の強化を図るための定員(6名)を要求した。(増員措置6名)</p>											
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政改革の基本方針2007</td> <td>平成19年6月19日閣議決定</td> <td>第3章 21世紀型行財政システムの構築 3. 予算制度改革 (4) 政策評価の機能の発揮 平成19年末から(略)経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。</td> </tr> <tr> <td>規制改革推進のための3か年計画</td> <td>平成19年6月22日閣議決定</td> <td>II 19年度重点計画事項 1 横断的制度 (1) 規制の横断的評価・見直し ④ 規制影響分析(RIA)の幅広い実施 イ(略)総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。 ウ RIAの実施に当たっては、(略)総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したRIAを実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日閣議決定	第3章 21世紀型行財政システムの構築 3. 予算制度改革 (4) 政策評価の機能の発揮 平成19年末から(略)経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。	規制改革推進のための3か年計画	平成19年6月22日閣議決定	II 19年度重点計画事項 1 横断的制度 (1) 規制の横断的評価・見直し ④ 規制影響分析(RIA)の幅広い実施 イ(略)総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。 ウ RIAの実施に当たっては、(略)総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したRIAを実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。		
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)										
経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日閣議決定	第3章 21世紀型行財政システムの構築 3. 予算制度改革 (4) 政策評価の機能の発揮 平成19年末から(略)経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。										
規制改革推進のための3か年計画	平成19年6月22日閣議決定	II 19年度重点計画事項 1 横断的制度 (1) 規制の横断的評価・見直し ④ 規制影響分析(RIA)の幅広い実施 イ(略)総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。 ウ RIAの実施に当たっては、(略)総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したRIAを実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。										

<p>経済財政改革の基本方針 2007</p>	<p>平成 19 年 6 月 19 日 閣議決定</p>	<p>第 4 章 持続的で安心できる社会の実現 4. 質の高い社会保障サービスの構築 iv) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。</p>
<p>年金記録問題に関する今後の対応</p>	<p>平成 20 年 1 月 24 日 年金記録問題に関する関係閣僚会議</p>	<p>4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化 (1) 当面の審議の促進 年金記録確認第三者委員会においては、(略)体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。(略) (2) 本年 4 月以降の取組み 上記の審議促進策を踏まえ、本年 3 月末までに申し立てられた事案については、概ね 1 年を目途に処理を終えることとする。 また、本年 4 月以降に申し立てられる事案については、(略)申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。</p>